

令和 7 年 3 月 13 日

◎土森委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。

(9 時 58 分開会)

◎土森委員長 本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

〈スポーツ課〉

◎土森委員長 それでは、スポーツ課の説明を求めます。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 それでは、令和 7 年度当初予算議案について御説明をいたします。資料 1 ページをお願いいたします。

まず歳入について、主なものを御説明いたします。左端の科目欄の中ほど、7 観光振興費補助金 1,908 万 6,000 円は、右端の説明欄にあります、地方スポーツ振興費補助金として、歳出予算のスポーツを通じた地域活性化推進事業に充当。また、新しい地方経済・生活環境創生交付金として、若者の関心が高い新たなスポーツを推進する事業に充当する国の交付金です。

その下の、1 こうちふるさと寄附金基金繰入 639 万 7,000 円は、こうちふるさと寄附金のうち、スポーツの振興分として、競技力向上のための事業費などに活用させていただくものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。資料 3 ページをお願いします。

こちらでは、資料右側にあります説明欄に沿って主な事業を説明いたしますので、次の 4 ページをお願いいたします。

上から 3 つ目のスポーツ施設管理運営委託料は、県民体育館と武道館及び弓道場、スポーツ科学センターの管理運営を指定管理者である高知県スポーツ振興財団へ、また障害者スポーツセンターの管理運営を、高知県社会福祉協議会へ委託するものです。

その下の県民体育館基本計画策定等委託料は、老朽化が著しい県民体育館を、スポーツのみならず多様な活用ができる施設として再整備することに伴い、必要な機能や規模の分析等を行う基礎調査及び基本計画の策定を行うものです。こちらにつきましては、後ほど詳細を説明いたします。

3 つ下の事務費は、この中に高知南中・高等学校跡地を利活用するため、必要なスポーツ備品などを購入するための備品購入費などを計上しております。

次に、3 つ下のスポーツイベント開催等委託料は、高知県と連携協定を締結しております P E R F 株式会社と連携したダンスレッスンによる若者の交流促進や、若者に人気の高いスケートボードや B M X などのアーバンスポーツを体験するイベントを開催し、若者のスポーツ参加や交流人口の拡大を図るものです。

3 つ下の、e スポーツイベント開催等委託料は、近年急速に市場が拡大をしております

e スポーツのイベントを県内で開催し、認知度の拡大や地域経済の活性化を図るものです。

続いて、5 ページをお願いいたします。1 つ目の地域スポーツ活性化推進事業費補助金は、高知県スポーツコミッションが行うイベント支援や大会誘致などの、スポーツを通じた地域活性化を図る活動を支援するものです。

その下の子どもスポーツ環境整備推進事業費補助金は、市町村が行う子供たちが身近な地域で希望するスポーツを継続して実施できる環境整備事業を補助するものです。

4 つ下のパスウェイシステム事業委託料は、子供と保護者が楽しく運動やスポーツに親しむプログラムを提供するマッチングプログラムと、県内の体力運動能力に優れた選手を発掘し、運動能力を高めるトレーニングや競技プログラムなどを実施する高知くろしおキッズの2つの事業を委託するものです。

2 つ下のスポーツ人材就職支援ウェブサイト保守管理委託料は、本県で競技活動や指導を継続しながら就職を希望する有望なアスリートと、県内企業をマッチングすることを目的とした専用のウェブサイト、高知県アスリートキャリア支援センターの運用保守を委託するものです。

2 つ下のスポーツ振興推進事業費補助金は、高知県スポーツ協会が行う競技スポーツ選手育成強化事業や、国民スポーツ大会及び四国ブロック大会への派遣を実施する国民スポーツ大会派遣事業のほか、高知県スポーツ協会の運営費の一部に対し補助するものです。

その下の競技力向上総合対策事業費補助金は、高知県中学校体育連盟が行う競技力の向上を図る事業に対し補助するものです。

続いて、6 ページをお願いします。1 つ目の全国障害者スポーツ大会派遣等委託料は、全国障害者スポーツ大会に選手を派遣する経費や、障害者スポーツの競技力向上を目指して活動する、個人や団体への支援を行うものです。

その下の障害者スポーツセンター機能強化事業委託料は、障害者のスポーツ参加の拡大や競技力の向上を図るため、地域の拠点づくりや選手の発掘事業などを、障害者スポーツセンターの指定管理者である高知県社会福祉協議会へ委託するものです。

続いて、7 ページをお願いいたします。こちらは県民体育館再整備事業の概要です。左下の、これまでの検討の状況を御覧ください。

昨年、県立スポーツ施設の在り方検討会を4回開催いたしまして、新県民体育館の望ましい機能、規模、候補地について整理を行いました。前回の報告からの変更点は、1 基本方針策定に向けた重点ポイントに、（4）ユニバーサルなデザインの文言を追加しております。これは障害の有無等を問わず、全ての人が利用しやすいデザインを考慮した上で整備することを示したものです。

3 整備候補地につきましては、利用者の利便性の観点から現有地で整備したいと考えております。これに関連いたしまして、基本計画を策定する過程で、アリーナを想定して必

要な敷地面積を割り出した結果、現在の敷地では不足する場合に、隣接いたします南消防署の跡地や高知市青年センター、アスパルのグラウンド部分の活用について、高知市に協議に応じていただけることを確認済みです。

右側の今後のスケジュール案です。現在スケジュール案としましては、令和7年度に基本計画を策定し、8年度から9年度にかけて設計を行い、9年度の下旬頃から解体工事に着手し、令和11年度中の供用開始を目指してまいります。なおこのスケジュールにつきましては、建築に関わる資材や人件費の高騰などの社会情勢のほか、効率的な管理運営を検討し、PFIを導入することとなった場合には、現在お示ししているスケジュールからさらに延びる可能性があります。

その下の、令和7年度の実施内容を御覧ください。令和7年度は、今年度の検討会で整理した内容を踏まえまして、スポーツや文化、防災のほか、工業や経営の専門家の方々に参画いただき、基本計画検討委員会を立ち上げまして、基礎調査を含めた基本計画の策定に取り組めます。

続いて、8ページをお願いいたします。こちらは当課が令和7年度より新たに実施いたします、若者の関心が高い新たなスポーツ推進事業の概要です。現状・課題及び目指す姿にありますように、若い世代のスポーツ離れや、中山間地域で活動できるスポーツが限定的であるという現状に対し、子供や若者に関心が高い新たなスポーツや、健常者と障害者が一緒に楽しめるスポーツの機会の拡充により、若い世代が楽しめるスポーツ機会、スポーツの選択肢を増やし、スポーツのさらなる振興や若者の県外への流出抑制を図ることを目的とした事業です。

取組内容欄を御覧ください。①新たなスポーツに親しむ機会の提供ですが、こちらは子供や若者の関心が高いアーバンスポーツやeスポーツの体験イベントを開催し、スポーツの裾野の拡大を図るものです。

続いて、②ダンスによる若者の交流及び人材の確保ですが、こちらは、プロダンスチームによる若者を対象としたダンス指導や、ダンスイベントの開催及び地域のダンス活動を支える人材を育てる養成講習の実施により、若者の交流機会の拡充や、支える人材の育成を行うものです。

次の、③子どものスポーツへの意識・関心を高める機会の提供ですが、こちらは、昨年開催されましたパリ2024オリンピック大会のレスリング競技のメダリストであります櫻井つぐみ選手と清岡幸太郎選手の冠大会の開催を支援することのほか、レスリング教室の開催を実施するものです。

最後の、④インクルーシブなスポーツ機会の提供ですけれども、こちらは健常者と障害者が一緒に楽しみながら競い合うスポーツイベントを開催し、障害の有無にかかわらず誰もが楽しめるインクルーシブなスポーツの推進を図るものです。

続きまして、補正予算議案について説明いたします。資料の9ページをお願いいたします。

補正額欄の計にあります、1億777万7,000円の減額補正をお願いするものです。

資料右端にあります、説明欄に沿って説明いたします。上から3つ目の地域スポーツ活性化推進事業費補助金は、スポーツ庁が行う、スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業の採択がされなかったことにより、1,000万円の減額をするものです。

5つ下の宿毛市総合運動公園陸上競技場整備事業費補助金は、宿毛市においてスポーツ振興くじ助成金の充当が決まったことや入札減などにより、7,411万7,000円の減額補正を行うものです。

その他事業につきましては、事業費が当初の見込みを下回ったため減額を行うものです。

続いて、10ページをお願いいたします。繰越明許費ですけれども、弓道場遠的射場防矢ネット設置工事設計委託料について、計画調整に日時を要したため繰越しを行うものです。

続いて、11ページをお願いいたします。こちらは、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案です。詳細につきましては、13ページにて御説明いたします。

まず、改正の目的についてです。令和5年3月に閉校いたしました高知県立高知南中学校・高等学校跡地のグラウンド、テニスコート及び駐車場の一部について、当面の間アマチュアスポーツやイベントなどの場として有効活用することとし、利用料金の上限を定めるものです。

右の図を御覧ください。今回条例で設置する施設は、赤線で囲んだ部分のみとなります。具体的にはサッカー区域と野球区域から成る多目的グラウンドと、全部で4面あるテニスコート、さらには利用者のための駐車場です。

次に、利用料金ですけれども、左の表にありますように、サッカーの区域は全面と半面に分けて、テニスコートは1面当たり、さらに利用者の属性に応じて学生と一般の区分を設けまして、1時間当たりの利用料金で設定しております。

金額は実勢価格を踏まえまして、県内の類似施設の施設使用料金を参考としまして、一般の料金を設定し、県民体育館などと同様に学生は一般の半額としております。

次に、管理・運営体制とスケジュールについてですけれども、当該施設については指定管理者による管理運営を行うこととし、条例の公布後、速やかに公募、指定管理の選定を行いまして、令和7年6月議会で指定管理者の指定議案を上程、8月1日に協定締結、9月1日からの利用開始を予定をしております。また利用開始までの間に、グラウンド及びテニスコートの改修工事等の施工や、スポーツ用備品の購入などを行いまして、利用に当たって必要となる準備を行ってまいります。

最後に施行日ですけれども、利用に供する日が確定していないため、規則で定める日と

しておりますが、先ほど御説明いたしましたように、令和7年9月1日を予定しております。また、当面の活用でありますことから、条例の附則に特例措置を追加いたしまして、令和12年3月31日までの期限を設けております。

以上で、スポーツ課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 予算のところで補正と絡んで、地域スポーツ活性化推進事業費補助金で1,000万円の減額について、何か採択をされなかったことで減額をしているんですが、令和7年度も同じように、ここに同じ金額が計上されておるということは、令和7年度については、どういう状況の中で組まれたか詳しく説明をお願いしますか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 令和7年度採択を目指して申請をするつもりです。この事業ですけれども令和5年度は採択をされておりましたが、全国的にも希望が多かったこともありまして、令和6年度は本県は、採択をされなかった状況ですので、中身をより精査いたしまして、令和7年度は、地域の活性化につながる取組の内容を充実させた上で、再申請をしたいと考えております。

◎上治委員 その活性化につながる内容を、何点か教えていただけますか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 この取組につきましては、県内の幅広い地域で、実際に取り組む主となる団体が高知県スポーツコミッションです。この高知県スポーツコミッションは、全県をカバーする、地域を支援する取組を展開する団体として様々な取組をしておりますけれども、スポーツ指導者の派遣や、地域の市町村のスポーツ活動への企画提案、さらに新たなスポーツ教室などの実施、そうしたものを展開することのほか、スポーツツーリズム、県外から参加者が得られるような新たな大会の展開、そうしたものを実施をしております。その内容を、市町村とも連携をいたしまして、継続してできるような取組に企画をして、単発の取組ではなく、より広域にプラスになるという視点と、継続して取り組んでいただけたところにつなげられるような仕組みづくりも盛り込んだ上で、スポーツ庁に申請提案をしたいと考えております。

◎上治委員 もう1点、8ページの若者の関心が高い新たなスポーツの推進で、自分たちはなかなか取り組めないスポーツが多いんですが、その辺は大体どの辺の年代ぐらいまでを対象としてやっていこうとしているんですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 小学生から20代ぐらいまでの幅を考えております。もちろん幼児とか30代以上を排除するわけではないんですが、主な対象としては小学生から20代の若い世代の方々と捉えています。

◎上治委員 そしたら、この新たなスポーツの推進を広めていくのは、県下全域を対象としてやっていくのか。須崎で、スケートパークを造ろうとしているけれども、1つの所に来ていただいてやっていこうとするのか、出向いて行って広めていこうとするのか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 資料の取組内容の1番、3番、4番につきましては、基本的には1か所で実施をするものと思っております。特に1番と4番の取組は、今後これを広げていくためのきっかけづくりとして、県中央部で開催を考えております。2番のダンスの取組では、現状も複数の地域で展開をしております、今後の効果を、非常に期待できるものと捉えております。イベント自体は県中央部で実施しようと思っておりますけれども、ダンスの指導でありますとか、個々の地域の活動に展開をすることについては、複数の市町村で実施ができればと考えておまして、その後それぞれの取組、1番から4番までの取組の要素については、県下全域に横展開ができればと捉えています。

◎上治委員 年に数回とか定期的にやっていくのか、その辺はどうなっているんですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 イベントにつきましては、年1回と捉えておりますけれども、ダンスの指導に関しては年複数回の実施を考えております。

◎上治委員 その目的が、関心が高い新しいスポーツを推進していこうということであれば、例えば①の取組を高知市内で年に1回やったぐらいで、裾野へ広がる、あるいは起爆剤になるとは思わないので、できれば、せっかく若い者が集ったら、いろんな出会いが広がっていく可能性もあるし、発展的に考えればスポーツだけではなくて、ほかへも波及するのではないかという期待もしている、1回ということではなく、状況を見ながら、その辺も少し検討してください。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 来年度は、まずアーバンスポーツなどを知っていただく機会にしたいと思っておりますけれども、当然実施をした後、来年度も含めまして、地域にしっかりと情報提供もした上で、地域で取り組める活動にできればと思っております。来年度は、地域への広がりも見据えて取り組んでいきたいと思っております。

◎中根委員 関連です。例えば取組内容で見ていると、3番のメダリストによるレスリング教室の開催とか、ものすごく特定されます。メダリストの方たちの今後の生き方やお仕事とも関連するこの中身について、部分部分で協力してくださるというはあるかもしれないけれども、こういうふうに取り組内容の中心の1つに置いてやれるだけの話を、県がどこまで御本人たちとできているのか。それから場所的には、それぞれの取組をどんなところでやるのか。例えば県民体育館は、これから建て替えの状況になりますので、場所的な問題と、関わってくださる方たちとの話合いが今どんなふうになっているのか教えてください。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 まずレスリングの取組ですけれども、高知県のレスリング協会を通じまして、両選手とはこの取組について、議案を御承認いただいた後に展開をしていくことで、御了承いただいております。大会自体は、県のレスリング協会が主催をするもので、昨年の段階から実施をする方向で進められておりましたので、そこ県がと連携をしまして、今レスリングをやっていない子供たちにもプラスになるように、スポ

ーツ教室をバックアップしたいということで進んでおります。会場につきましても、おおよそできる会場を一定確保できる見込みです。

そのほかのeスポーツなどのイベントは県民体育館や、文化ホールなどでも実施ができるものと聞いておりますし、施設の規模に応じて、しつらえは変化ができるとお聞きをしているので、そうしたところは今後詰めていきたいと思っております。アーバンスポーツについては、あんまり大きな施設は必要ないと思っておりますし、ダンスにつきましても、会場自体はそんなに大規模な体育館は必要ありませんので、会場の選択肢は非常にあると捉えております。

◎中根委員 いろんな調整をされることと思いますけれども、県も主導して広めていくとなると、参加費用といったことにもどこまで踏み込むのか、そのあたりはいかがですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 まずは来年度の取組を知っていただく、体験していただくことを主としておりますので、参加費用については頂かない方向で考えております。

その後、継続ということになりますと、民間の団体に移行していくとか、内容によっては、県が支援を継続する部分を、精査をして、時限を区切って補助をしていくなどの検討は必要だと思っておりますけれども、今のところ来年度は参加費は取らない方向で考えています。

◎中根委員 県としては来年度、起爆剤になるような、皆さんに御紹介できるような、そういう土台を投げて、そしてそれ以降については運営も含めそれぞれの民間の方たちの土台でやっていただく。そのために、こんなものがありますよ、こんなのはどうですかという投げかけを、来年度スポーツ振興のためにやっていきたいということですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 そのとおりです。

◎橋本委員 宿毛市総合運動公園陸上競技場整備事業費補助金の7,400万円の減額補正の理由が、スポーツ振興くじ助成金が採択を受けたので減額したという話ですけれども、こういう予算の組み方、もともと宿毛市がどういう予算組みをしてるのか分かりませんけれども、宿毛市総合運動公園陸上競技場整備事業費補助金を活用する担保をしておいて、スポーツ振興くじ助成金が採択になったらそちらを活用するというやり方はいいのかと思っていたので、お聞きします。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 スポーツ振興くじ助成金の充当については、当初予定をしていなかったと認識しておりまして、これがない状態で県も補助を決定していたという状況の中で、宿毛市においてこの助成金の申請が認められたことから、県の補助金の負担割合が減少したということです。

◎橋本委員 そもそも、予算組みをするときには、基本的にはヒアリングをして、それから査定がずっと続くじゃないですか。その段階でどうなのか分かりませんけれども、県議

会議員を集めて県に補助金をみたいな話をされていて、片方では宝くじの助成金を自分らが申請する。県は知っちゃったかどうか知らんですけども、今話を聞いていても、そんなことでいいのかという思いは、自分の中では整理ができないんですよ。まずは県が担保するけど、条件のよいところで採択を受けたらそちらを活用するというようなことでいいのか。それが、ヒアリングの段階で分かっているのか確認をしたいと思います。

◎小西観光振興スポーツ部長 ヒアリングの段階で分かっている場合と分かっていない場合が、それぞれの案件によってあると思います。県としましては、市町村等が取り組む部分は精いっぱい支援をしていきたい思いでヒアリングをしていく中で、少しでも国費等で頂ける分があれば、その活用も助言していくことで、なるだけ県費も抑えることができれば、国の部分を有効に活用していただくということで、予算については、国費等がとれなかったことも想定して、しっかり事業が執行できるように、県で予算を組んでいる状況です。

◎橋本委員 基本的に県は出さなくていいからよかったなというふうに思うんですけど、7,000万円以上の減額ということで、予算を組む段階でほかのところの予算も、しっかり担保できたのではないかという思いがありますが、その辺はどうでしょうか。

◎小西観光振興スポーツ部長 ヒアリングの段階で、そういった助成金等の申請をしていく協議をしっかりできていなかった部分はあろうかと思いますので、今後そういったことがないように、あらゆる補助金を見ながら、市町村と情報交換をしていくように努めたいと思います。

◎上治委員 県民体育館の再整備のことですが、資料の左に基本方針策定に向けた重点ポイントが4点書かれています。今ある施設はそのまま残しつつ、エンタメや防災を考えているのか。また、室内プールはやらないなど、その辺の考え方は、スポーツ課としてはどうですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 体育館機能も含めたアリーナとしての機能は、もちろん整備はしなければいけないと考えております。そのほかの機能につきましては、新たにプラスするものがあるかもしれませんし、プールの機能についても全体的な敷地面積なども考えた上で、どのように整備をしていくのか、来年度の基本計画策定の中で検討をしていきたいと考えております。

◎上治委員 今回、基本方針を策定するに当たっては、今現在ある状況にとらわれずに、県下全体の施設を見ながら新しくゼロから検討していくという考え方ですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 そのとおりです。

◎上治委員 検討をするときに、この間調査で行った香川県は外観を見ただけでも、すごいと思うぐらいのものがありません。全国規模のイベントをやるにしても5,000人規模ということはよく言われているんですが、それ以上のものを考えつつ、まだ他もやっているの

で面積的にいかなかったら南の消防の跡地をふまえつつ面積拡大をしていくということなので、実際のところ規模としてどの程度までを想定しているんですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 収容人数としては、5,000人程度を目指したいと思っています。ただ他県の状況を見ましても、収容の規模については本当に様々なんですけど、7,000人から8,000人を計画していて、実際は6,000人に落ち着いたなど、最終的に縮小している事例もあります。どのような活用をしていくのかをしっかりと見定めた上で、5,000人がいいのか、5,500人がいいのか、4,500人がいいのかということは、今後詳細を決めていかなければいけないと思っておりますけれども、現状では5,000人程度を目指したいと考えております。

◎上治委員 こういうすばらしいというか、すごいお金をかけてやるのは、次となっても相当の先になるわけなんで。香川は、こけら落としをやるのにサザンを呼んで、香川県だけではなく全国から人が来るということは、宿泊も伴えば、様々な効果がある。あんまり中途半端というか、もうこれしかないよねではなくて、いろんな方向性、調査もしながら、ここまでは行けるんじゃないかという希望も持ちながら、令和7年度の基本計画へ向けて、スポーツ課としても頑張っていただけたらと思いますので、お願いします。

◎戸田委員 関連です。資料に25メートルプール、8コースとありますが、これは決まってるわけではなくて、これからまだ議論するとは思いますが、県内に50メートルプールが少ないと思うんです。競技力の向上を考えたときには、やはり50メートルプールが必要ではないかと考えるんですが、どうでしょうか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 50メートルプールにつきましては、今、高知市の東部と春野総合運動公園の中にございます。競技者用には50メートルプールは必須でありますけれども、県の財政状況、競技人口等々を考えたときに、新たに50メートルプールを新設するとなると、かなり多額の経費もかかりますし、敷地の問題も出てきます。現状では新たな50メートルプールの新設は、なかなか厳しいのではないかと捉えております。一方で、一般の利用の方、健康づくりで利用されている方のニーズというのは、非常に多くあると承知しておりますから、新たな施設の整備に関してはそうしたところを考えた上で、どのように整備をしていくのかを検討していきたいと考えています。

◎中根委員 関連です。先ほど課長のお話の中で、今後のスケジュール案が説明されました。そのときに、PFIを利用することになったら、スケジュールがさらに延びる可能性があるというお話がありましたが、これまでの協議の中で、PFIでやっていこうという話があったのかどうか、そのあたりはどうですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 PFIを活用をしたほうがいいのかという具体的な御意見はありませんでした。その整備に関しては、コストの削減について強い御意見もありましたので、コストの削減の視点からPFIの導入と収益化を考えていくという効果的な

運用においても、民間のノウハウを活用することは非常に大事な視点であるという御意見は、委員の方からいただいております。そうした意味で、P F I の活用が非常に有効であれば、今後それを採用する可能性について検討していきたいということで、先ほど説明をさせていただきました。

◎中根委員 P F I については、成功しているところもあれば、なかなか大変だという事例もたくさん出ています。受け取る体力のある民間があるのかどうも含めて、本当に慎重に議論されなければならないことだと思います。県がせっかくお金もどんと出して、県民のスポーツ環境の整備や、スポーツが文化にもつながるようなことをやっていこうという大きな仕事のときに、簡単にP F Iを導入という話があってはならないのではないかと気にかかりました。軽々な判断がなされないように。私P F Iはあまり好ましく思っていないものですから。それは、高知県のような人口も少ないし、いろんな努力をして人を集客することはもちろん必要なんだろうと思いますけれども、高松のようにはなかなかいい条件が高知県にはありますよね。それを考えると。P F I導入の話合いなども、今年度中にやるということですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 来年度でございます。委員おっしゃられたとおり、実際に対応できる民間企業があるのかということや、効果については、当然慎重に検討・協議が必要です。今の時点でP F Iで進めていくということが、決まっているわけではありませんので、しっかりと慎重に協議をした上で、進捗状況につきましては、議会にも御報告をさせていただきながら進めてまいります。

◎中根委員 ぜひ慎重に、そしてみんなが希望を持って、利活用できるような場所を造るために頑張ってくださいと思います。

◎田中委員 eスポーツの関係で、私にとっては、議会本会議でも質問をさせていただきながらやっと見える形になってきたのかなと思って、ある意味うれしい気持ちもあるんですけれども、eスポーツイベント開催等委託料1,069万4,000円について、もう少し詳しくどんな形でやられるのか御説明いただけますか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 まだ計画の段階ではありますが、まずは、eスポーツを体験、または知っていただくイベントとして、プロのプレイヤーによるエキシビションや、実際にプレイヤーが対戦する取組、実際に対戦するということになると、若干ハードルが上がるので体験会ができるブースの設置など、そういったところを設定しようかと考えております。

◎田中委員 1歩目としてはいいと思いますし、つながりのある取組にしていきたいと思います。あわせて、8ページの若者の関心が高い新たなスポーツの推進で、特にこの3番目、昨年、本当に高知県を盛り上げていたオリンピック・パラリンピックでの快挙ををレガシーというか、高知県にどうつなげていくかというところで、非常にいい取組だと

思いますし、選手の冠大会をつくることは非常に素晴らしいアイデアだと思います。そういう意味でオリパラが一過性にならんように、ぜひ続けていただきたいですし、その上で、もっと競技力の向上もありますので、例えば県民の皆さんに広くレスリング、車椅子ラグビーのつながりを継続的にできるような取組にしていきたいと思いました。非常に全体的にバランスが取れているのではないかと思いますので、効果的な取組になるように、来年度ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

◎樋口委員 PFIについて、執行部がやりたかったら、それはまたそれでいいと思うんですけど、僕が気に食わんのは、民間業者を入れて利益性みたいなことを言うわね。どうやったら利益が出るかということを県で考えな、そんなに何もかも民間会社を頼ってたらいかんですよ。それからもう1つ、民間会社が、県のためにしようと思いますか。自分の会社の利益のためでしょう。そこらあたりをしっかりと分かっちゃかな。僕も長い間医療センターのPFIで、相当苦勞しましたから。そんなに民間会社というのは甘いもんじゃないですよ。中にはこの県民体育館に、えいカモができたと思う会社もあるかも分かんですよ。

それからもう1つ、ここの整備候補地ですね。交通アクセスの利便性を生かしとあります。整備候補地というのはね、どこにつくるかものすごい重要なんですよ。交通便利性のところだけでの整備候補地。完成が早くて5年、6年後でしょう、下手したら6、7年。7、8年かかりますわね。その頃路面電車が十分通ってると思いますか。高知の人口どれぐらいになってると思いますか。場所の選定で交通アクセスの利便性、これだけの理屈でよね、ここを選ぶのおかしいと思うけど。ただ、もう話はここまで来ちゃうき、僕は当然予算には賛成しますが、議事録ではつきりね記録しちよかないかん。この候補地、たったこんな単純なことに、これ50億以上やったかね。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 整備の全体の細かい試算は、今の時点ではできませんけれども、他県を参考にしますと、少し前になりますけれども令和元年度などに整備したところでは、同様の施設で90億円から120億円ぐらいの整備費です。

◎樋口委員 150億円はかかると思います。令和元年から物価や工事費がどれぐらい上がっているか。安くて150億円、高くて200億円。その理屈が候補地の交通アクセスの利便性ということですが、ほかと比べてどれだけ利便性があるんですか。僕に言わせたら、あんなごちゃごちゃしたところは、利便性は全くないと思います。最低150億もかかるのであれば、もっと他の発想をせないかんと思います。私が1人言うてもいかんけど、一応こうやって議事録に残しておきます。（以上です。）

◎中根委員 5ページの競技力向上総合対策事業費補助金です。これは中学校のクラブ指導との関わりがあるのではないかと思いますけれども、この943万2,000円の補助金は、どのような配分で使われるのか教えてください。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 高知県中学校体育連盟に補助するものでして、中学校の体育連盟には、加盟をしている競技が20弱ぐらいあります。その各競技の専門部というのが、学校の枠を超えて組織されていますので、その競技ごとの強化にかかる、遠征費といったものに活用いただくことについて、県の中学校体育連盟が配分して支援している状況になっていますので、全ての選手にというわけではないんですけれども、競技ごとに活動を計画をしていただいたものを、中学校の体育連盟を通じて補助をさせていただいている状況です。

◎中根委員 県体連に補助金が行くということでしょうか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 県の中学校体育連盟です。

◎中根委員 これは大体毎年行っているものだと思いますけれども、金額的には変わっていない状況でしょうか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 基本的にはこの同額程度が、ここ数年続いておりますけれども、ただ数年に一度、全国の中学校の体育大会がブロックの輪番で四国で開催されるときがあります。地元開催のときを見据えて、強化費に当たる部分を若干増額するときは、これまでもありましたけれども、大体この1,000万円前後で推移しています。

◎中根委員 その使途についての報告は受けるようになっているのでしょうか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 報告書を出していただいております。

◎中根委員 今、学校のクラブ指導なども大変変わってきていますので、地域の指導者という状況もあります。この予算の中に、指導してくれている方たちへの補助があったように思います。地域で子供たちのスポーツを指導してくださっている方たちへの補助金というのは予算の中にはないですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 当課が対応しております予算の中には、地域の方が直接部活動の指導をしていただく取組への補助はございません。そこは県の教育委員会が、部活動の指導員として地域の方に御協力いただく部分を、予算を取っていると聞いております。

◎中根委員 随分形が変わってきている中で、中体連などにもこれまでと同じような形で補助金がいっている。それが本当に適切なのかどうか、教育委員会や、もうちょっと広いところで見えていく必要があるのではないかと思いますけれども、今後についてはいかがでしょうか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 委員おっしゃるとおり部活動の地域展開は、今後、少しずつ学校の部活ではなく地域のクラブが県内の中体連主催の大会に出場できるというふうに、出場の条件が随分変わりつつあります。こうした中学生に対する強化の支援の在り方ということも、体制の変化に伴って、どのような形を新たに考えなければいけないのか、しっかりと状況を見据えて今後検討していきたいと思います。

◎中根委員 まだ大きな変化の途上ですけれども、見直しをしっかりとしていくことを、ぜひ要望したいと思いますので、よろしくお願いします。

もう1点、条例になっています南中高の跡地利用の問題です。この委員会で条例改正されたら、3月、4月で公募して、5月で選定されて、9月から実施です。南中高の同窓会の皆さんが作っている、話し合いをしたりする場があるみたいなんですけれども、その場で、指定管理を広く呼びかけて、僕らもやりたいということがあったときに、3月、4月で手を挙げるのが本当にできるだろうか。3月は終わりますから、1か月でいろんな人たちと議論をして、私たちがやりたいというふうになったときに、ちょっとタイト過ぎる。何でこんなにタイトなんだろうという話があります。どこに指定管理を委託しようということが、もう既にあるのかどうか、そのあたりはいかがですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 公募で行いますので、現状でどこに決まっているということは当然ありません。できるだけ早く貸出しを行うために、年度の当初に公募を行いたいと思っておりますが、すごく長い公募の期間を設定することはなかなか難しいかもしれませんけれども、通常の公募期間はしっかり確保した上で対応していきたいと考えております。

◎中根委員 通常の公募期間は、大体どのくらいですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 60日です。

◎中根委員 そういうことになれば、もう3月はないものとする必要があるかなと思います。そうすると4月、5月で、ちょっとタイトなところは、見直しをかける必要があるのではないかと思います。そのあたりはどうですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 6月に議案を上程するタイミングに合わせていく必要があると考えておりますので、早ければ3月下旬から公募開始の可能性はあるかと思っております。

◎中根委員 3月下旬からだったら、5月下旬まで。それで6月議会に間に合いますか。間に合えばいいんですが、公募をしてやるということになれば、丁寧にやったほうがいいと思います。6月議会ではなく9月議会に上程することも含めて考えないと、あまり性急過ぎてという思いだけが残って、後の運営にいろいろと支障を来すこともよくないと思いますが、どうですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 限られた期間ではありますけれども、丁寧に対応していきたいと思っています。ただ、9月からの貸出しを見据えて、できるだけ早く一般の方に御利用いただくことも重要なことと思っております。丁寧にやりつつ、できるだけ迅速に進めていきたいという考えです。

◎樋口委員 中根委員の言うことも分かるんですが、本当に応募したかったら、この話も随分前から始まっています。民間企業も出されてからではなくて、事前に大体のアウトラ

インをつかんで、その準備はしています。時期的には素人の人はぱっと見たら、短いと思うかも知れませんが、本来この仕事受け取ろうと思うたら、新聞に出た、ずっと前から狙い打ちをしておかないかんですよ。そういう意味で言うたら、別に県をカバーするわけではないけれども、県のやっていることは特におかしいとは思いません。

◎依光副委員長 5ページの、競技スポーツ振興事業費にパスウェイシステム事業委託料があるんですが、こういった事業でしょうか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 大きく2つございまして、1つは、県中部だけではなくて、東部、西部、いろんな地域で、親子で楽しめるプログラムや、自分の体力がどれぐらいあるかを測定するプログラム、あと、競技の体験ができるプログラム、そうした体験プログラムを提供していく、マッチングプログラムという事業と、長らく展開をしております、県内の運動能力に優れた子供たちにいろんな経験をしていただく、高知くろしおキッズという取組の2つの事業が、このパスウェイシステム事業の中に入っております。

◎依光副委員長 高知くろしおキッズにこの事業を委託してるということですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 委託事業ですので公募をかけまして、今年度は高知ファイティングドッグス株式会社に委託をしております。高知くろしおキッズというのは取組の名称です。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、スポーツ課を終わります。

〈スポーツツーリズム課〉

◎土森委員長 次に、スポーツツーリズム課の説明を求めます。

◎谷内スポーツツーリズム課長 当課からは、令和7年度一般会計予算と令和6年度一般会計補正予算の2つの予算議案を提出しております。まず、令和7年度一般会計予算議案につきまして、御説明いたします。資料1ページをお願いいたします。

歳入予算の特定財源について御説明いたします。資料左上、9国庫支出金の(5)スポーツツーリズム費補助金1,364万2,000円は、右の説明欄にあります、新しい地方経済・生活環境創生交付金として、本県のスポーツツーリズムの情報発信や、県外からの誘客促進に要する事業に充当する国の交付金です。

次に、左中ほどの11寄附金の(1)こうちふるさと寄附金3,000万円は、高知ユナイテッドスポーツクラブの支援を目的に、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用し、県民の皆様などからの寄附額を受け入れるものです。後ほど、歳出予算で説明させていただきます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。資料2ページをお願いいたします。こちらは、資料右側にあります説明欄に沿って主な事業を御説明いたします。

2 スポーツツーリズム振興事業費の、スポーツツーリズム推進事業委託料は、高知ユナ

イテッドＳＣや高知ファイティングドッグスのホーム戦での観光プロモーションなどを委託するものです。

次のスポーツ交流事業委託料は、スポーツ参加の拡大や競技力の向上などを目的に、トップチームなどによるスポーツ教室の開催などを委託するものです。

次のスポーツツーリズムプロモーション実施委託料は、県内各地域のスポーツツーリズムに関する情報を集約したウェブサイトの保守と情報更新などを委託するものです。

次の地域おこし協力隊配置事業委託料は、地域おこし協力隊を、高知ユナイテッドＳＣに２名、高知ファイティングドッグスに１名配置し、本県の観光プロモーションや地域でのスポーツ教室の開催などを委託するものです。

次のサイクリングアイランド四国推進協議会負担金は、四国４県が連携しサイクルツーリズムを推進する、サイクリングアイランド四国推進協議会に対する負担金です。

続きまして、３ページをお願いいたします。一番上の高知龍馬マラソン開催費補助金は、高知龍馬マラソンを開催する高知龍馬マラソン実行委員会に対する補助金です。なお、この当実行委員会の会長は知事であり、知事が代表である団体への補助金となりますので、双方代理による契約を有効なものにするため、議会から事前承諾をいただこうとするものです。

次の、サッカークラブ活動支援補助金は、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用し、県民の皆様などから頂いた寄附金を財源といたしまして、高知ユナイテッドＳＣに対し、補助金として交付するものです。こちらにつきましては、次のサッカークラブ運営会社出資金とあわせまして、後ほど詳細を御説明させていただきます。

次の、サッカークラブ運営会社出資金は、財政基盤の強化を目的に高知ユナイテッドＳＣに対し出資するものです。

続きまして、４ページをお願いいたします。スポーツ推進交付金は、須崎市が整備をいたします須崎スケートパークに対しまして、令和７年度から令和１２年度までの債務負担行為をお願いするものです。後ほど詳細を御説明いたします。

続きまして、５ページをお願いいたします。令和７年度のスポーツツーリズムの主な取組につきまして、御説明いたします。

左上、１プロ・アマチュアスポーツにつきましては、観光コンベンション協会や市町村などと連携をし、プロ・アマチュアスポーツのキャンプや合宿などの誘致を行ってまいります。令和６年度の実績では、プロ野球は国内外から６球団、Ｊリーグは６チームによるキャンプ、プロゴルフ大会などが行われました。

右上、２地域の特色を生かしたスポーツツーリズムの推進につきましては、地域で開催されますスポーツイベントの支援や、市町村などと連携をし、サイクルツーリズムの推進、高知龍馬マラソンの開催などを行うものです。

左下、3 地元プロチームとの連携につきましては、高知ユナイテッド S C や高知ファイティングドッグスのホーム戦の観客増に向けた取組や、どっぷり高知旅などの観光プロモーションを行ってまいります。

右下、4 スポーツを通じたインバウンドの誘致では、海外チームの合宿の誘致や、ゴルフ、サイクリング、龍馬マラソンなどのスポーツイベントを通して、インバウンドの誘致に取り組んでまいります。今年 9 月に開催されます東京2025世界陸上競技選手権大会では、スロバキアの選手約20名が春野運動公園で11日間合宿を行う予定です。

続きまして、6 ページをお願いいたします。高知ユナイテッド S C への支援の概要です。初めに、支援の目的ですが、ユナイテッドの活躍は、様々な面で県勢浮揚への貢献が期待されております。先月23日には、本県初となります J 3 のホーム戦が開催され、5,000 人を超える観客が詰めかけるなど、本県への経済効果が大きく期待されているところです。また、応援を通して、県民の皆様の地域への愛着や一体感の形成、にぎわいの創出、全国への情報発信、本県のイメージアップや、プロの試合を身近に観戦できることで子供たちに夢や希望を与え、本県のスポーツ振興にも大きくつながるものと考えております。さらには、選手による地域のイベントへの参加、清掃活動、スポーツ教室の開催といった形で、地域の活性化にも大いに貢献いただいているところです。

こうした様々な面で県勢浮揚への貢献が期待されますことから、ユナイテッドへの財政支援や、連携した観光プロモーションなどを行おうとするものです。

1 財政支援ですが、ユナイテッドが J リーグで持続的に活動するためには、財政基盤の強化が必要です。

資料右上、J リーグのクラブライセンス交付規則にありますとおり、ユナイテッドが来年度 J リーグライセンスを更新するには、令和 7 年期中に債務超過を解消すること、また 3 期連続で赤字決算とならないことの、2 つの条件をクリアすることが求められております。

このため、資料左の（1）出資につきましては、ユナイテッドの債務超過の解消を目的に出資するものです。出資額は、定額で2,000万円を行い、上乗せをする形で3,000万円を上限に行い、合計で5,000万円を出資するものです。

（2）ふるさと納税型クラウドファンディングは、ユナイテッドの経営の安定を目的に、県民や本県にゆかりのある方などが一緒になりまして、オール高知で応援をいただく仕組みとしまして、高知家のユニフォームスポンサーとしての寄附を募り、選手の強化費や遠征費などとして補助するものです。ふるさと納税の目標額は3,000万円で、募集期間は制度の関係上90日間となっております。

その下、（3）クラブでの募金活動は、県のふるさと納税の募集終了後に、クラブが独自で行うものです。

右側の図ですが、赤枠の（２）ふるさと納税と、（３）クラブでの募金活動で集まった寄附額の合計額と同額を、左側の緑色の枠の3,000万円を上限に上乗せをして出資をするものです。この上乗せをする理由といたしましては、今回県民の皆様から、ふるさと納税などにより経済的な支援をいただくことに対しまして、県としましては県民の皆様の思いや熱意に応えることが必要との受け止めから、出資を上乗せするものです。

次に、資料左側下段の２ホーム戦開催等の支援は、ホーム戦の開催に伴うシャトルバスの運行や、ホーム戦の開催などに伴います施設利用料への助成を行うものです。

その下、３観光プロモーション等は、地域おこし協力隊を２名配置し、ホーム戦やアウェイ戦で観光プロモーションなどを開催するとともに、本県で春季キャンプを行いますＪリーグクラブとのプレシーズンマッチを行うものです。

続きまして、７ページをお願いいたします。ユナイテッドの経営状況です。左側、１貸借対照表ですが、令和６年度の決算見込みとしましては、資本の部で8,200万円の債務超過となる見込みです。昨年度の債務超過額は１億3,000万円でしたので、約5,000万円ほど減少する見込みです。

債務超過の解消につきましては高知市とも協調し、高知市は1,000万円を、また民間企業から2,000万円の出資を予定しており、県の最大5,000万円の出資と合わせまして、令和７年度に8,000万円の出資が行われる見込みです。

次に、右側の収支計画ですが、令和６年度の決算見込みでは、3,800万円の黒字を見込んでおります。これは特別利益としまして、前経営者からの債務放棄がありましたことが、大きな要因となっております。令和７年度からの収支計画は、営業利益及び当期純利益ともに黒字化を計画しております。

続きまして、８ページをお願いいたします。須崎市が行いますスケートパーク整備事業に対し、スポーツ推進交付金を交付するものです。

１スポーツ推進交付金の概要の表ですが、須崎市が行います、すさきスケートパークの事業費は11億5,000万円となっております。このうち事業費の50%、５億7,500万円は、須崎市が国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用するものです。残りの35%は、須崎市が過疎対策事業債を活用いたします。残りの15%を県と須崎市が２分の１ずつ負担をし、県は事業費の7.5%に当たる、8,625万円を交付金として支出をするものです。

次に、２すさきスケートパークの概要ですが、初心者から上級者が楽しめるとともに、全国規模の大会が開催できる中四国最大規模の公共スケートパークとなっております。スケジュールは今年４月に着工し、来年４月のオープンを予定しております。

３目標ですが、全国規模の大会などを開催し、令和10年には年間の来場者を3.2万人、経済波及効果は２億8,000万円を目標としております。県といたしましては、観光コンベンション協会と連携し、大会誘致などに取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、補正予算案について御説明いたします。9ページをお願いいたします。歳出ですが、資料右側、説明欄1 スポーツツーリズム振興事業費の観光振興推進事業費補助金は、観光コンベンション協会に対する補助金で、プロスポーツなどの誘致に要するものです。今年度は、明治安田レディス ヨコハマタイヤゴルフトーナメントの開催が終了したことや、プロ野球のプレシーズンマッチが日程の関係上開催できなかったことなどに伴いまして、4,387万6,000円の減額補正をお願いするものです。

また、資料中段の1,737万円は、国のデジタル田園都市国家構想交付金の対象とならなかったものです。

以上で、スポーツツーリズム課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 まず、すさきスケートパークですけれども、資料の8ページだけ見ると、敷地面積のところで、駐車場が40台としか書き込んでないんで、これだけじゃないと思うんですけど。今の説明の中では全国大会あるいは様々していくとなると、もちろん須崎市が考えることではあるけれども、県としても一定支援をしていくやったら、ただ会場が出来るだけでなく、その周辺のアクセスであるとか、様々そういうことに対して須崎市に言ってなかったら、いろんなところから人が来るとなると、この図面だけ見るとちょっと厳しいかなという思いをしたんですけど、その辺はどうなんですか。

◎谷内スポーツツーリズム課長 この図面だけで見ますと40台と、駐車場は少し狭いところですよ。他方、すぐ近隣に同規模程度の空き地がありますことや、歩いて10分程度のところにJR多ノ郷駅もあります。こちらは特急列車もとまるようになっておりますので、そういった公共交通機関でありますとか臨時駐車場の確保なんかも、須崎市とともに考えていきたいと思っております。

◎上治委員 次に、高知ユナイテッドに対する支援はしていかないといけない。ライセンス交付条件で、令和7年期中に債務超過を解消することは、これだけ出資したら解消できると思います。あと、これから3期連続赤字決算とならないことで、計画は立てているんですけども、収入の不確定要素が多い。例えばスポンサー収入が確定をされておればいいんですけども、これからお願いをし、集めていかないかんというのは、それに達しなかった場合、あるいは令和8年、9年で、思惑、売上げが厳しかった場合には、県としてもう一度支援をしていく気持ちを持っておるのか。

◎谷内スポーツツーリズム課長 上治委員がおっしゃられたとおり、この3年間の計画につきましては、県もしっかりと中に入りながらやっていかないと黒字化は難しいと思っております。このため、まず現在スポンサーの収入の状況ですが、目標額1億8,000万に對しまして、現時点で1億3,000万円ほどが集まっておるところです。

次に、入場料収入ですが、3種類の入場料の設定がありますが、その入場料平均掛ける

1 試合平均観客数2,000人で算出しておるところです。現在 2 試合を行いまして、平均観客数が3,575名となっております。クラブの目標としましては、1 試合当たり3,000人としております。J リーグの発表でも、J3 では一昨年に3,000人を超える平均入場者でありますので、この売上高につきましては、令和7年度はクリアするのではないかなと思っております。

また、売上原価につきましても、経費の見直しなども含めまして、できる限り経費を抑えながら黒字化に努めていきます。

また、黒字化が達成しなかった場合につきましては、現在、高知新聞や高知銀行、また県も入りまして、いかに観客を集めるか戦略的に取り組んでおりますので、黒字を達成するように取り組んでいく所存です。

◎上治委員 ぜひ、そういうふうに盛り上げていていただきたいと思います。そのために、ホーム戦開催の支援であるとかプロモーションの支援、県ができる様々な方向性の支援、これは令和7年度だけではなくてですね、今言われたようにこのユナイテッドSCがJ リーグに入ることによって高知県全体に及ぼす、経済だけではなくて子供たちの夢であるとか、スポーツに関する様々な面、お金に換算できないところも効果が上がっていると思うので、上手に支援しながら、ぜひ盛り上げていていただきたいと思います。

もう1点、高知県が持っている様々なスポーツ施設は、県下全体に広がっているんですけども、それに伴う、合宿できる宿泊施設が全部あるかいうたら、なかなか厳しい状況です。今後、スポーツツーリズムを生かしながら合宿誘致、あるいは様々な大会を実施していくときには、宿泊が必須であると思いますので、厳しい財政状況の市町村や県の施設とのマッチングについて、観光も入っているので、県も入りながら、両方の面から常に話し合いをし、有効的に使われ呼び込んでくるよう頑張りたいということをお願いいたします。

◎橋本委員 高知ユナイテッドSCは、どういう法人形態ですか。

◎谷内スポーツツーリズム課長 株式会社となっております。

◎橋本委員 株式会社は会社法に基づいた法人です。資本比率はどうなっているんですか。

◎谷内スポーツツーリズム課長 現在、株式発行数は、1万8,400株です。県が最大5,000万円、高知市が1,000万円、新たな民間企業が2,000万円を出資したと仮定いたしますと、2万6,400株になります。この場合の県の出資比率は19%となる見込みです。

◎橋本委員 19%というと25%以下ですから、自治法上の規定にはかからないということになりますよね。

◎谷内スポーツツーリズム課長 おっしゃるとおりです。

◎橋本委員 19%の出資比率について、株式会社ですので経営責任などが発生してくると思います。運営上うまくいけばいいですけども、いかなかった場合、19%の出資を

したときは、どういうリスクが考えられますか。

◎谷内スポーツツーリズム課長 県は株主の順位でいきますと、2番目になる予定です。出資に伴いまして、県の職員が取締役に就任することも考えております。そして、取締役として経営をしっかり見ていくことが1点と、仮にこの会社が解散することになっても、出資以上のリスクを負うことはないと認識をしております。

◎橋本委員 20%を超えたら、いろんなリスクがかかってきますので、上手に19%ぐらいで止めているなと思います。ぜひともきちっと運営ができるように、私も期待してますので、頑張ってくださいというふうに思います。

◎中根委員 関連です。高知ファイティングドッグスはどんな運営になっているのでしょうか。

◎谷内スポーツツーリズム課長 高知ファイティングドッグスにつきましても、株式会社となっております。

◎中根委員 出資状況は。

◎谷内スポーツツーリズム課長 高知ファイティングドッグスへの県の出資はありません。

◎田中委員 本会議でも触れましたので、要請という形で聞いていただければと思うんですけども、ユナイテッドに関して、今ホーム戦が2試合終わりました。これからルヴァンカップがあり、また鹿児島ユナイテッドダービーがある予定です。今、来場者の方からお伺いするのが、駐車場の問題です。高知駅からシャトルバスを出していただいているんですが、なかなかそこへの浸透が図れていないのか、特に雨の日が、運動広場Dがなかなか使えないことで、日によって他競技団体の開催もあると思うんですけど、駐車場の問題が一番です。シャトルバスをしっかりと使っていただくことへの啓発も含めてやっていただいた上で、今期J3に上がって、アウェイツーリズムでガイナレ鳥取から始まって、順番に高知で楽しんでいただいていることがあると思うんですけど、来年以降も続けて来ていただきたいということを考えたときに、やはり1回目来たときの印象は大事だと思います。この間、金沢戦へ高知が応援に行ったときに、金沢に非常におもてなしをしていただいたみたいです。アウェイのトイレまで、高知ユナイテッドSCのサポーター様みたいな形で歓迎していただいた。アウェイで行くときにおもてなしをしていただいたら、やっぱり違うと思うんですね。そういった意味で今年、Jリーグ初年度ではありますけれども、来年度以降のアウェイツーリズムを考えたときに、やはりファーストインプレッションが大事だと思います。高知へ来ていただいたアウェイの方々に、しっかりおもてなしをするということは、今後につながると思うので、県としても、直接ではなくてもチームを通じて、見ていくということが今後につながると思うので、しっかりお願いしたい。これは私の意見としてお伝えをしておきますので、よろしくお願いします。

◎土森委員長 以上で、スポーツツーリズム課を終わります。

以上で、観光振興スポーツ部の議案を終わります。

《報告事項》

◎土森委員長 続きまして、観光振興スポーツ部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

県立スポーツ施設の概要と状況について、スポーツ課の説明をお願いします。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 県立スポーツ施設の概要と状況について、御報告をさせていただきますので、報告事項資料の2ページをお願いいたします。

老朽化が著しい県民体育館の再整備については、先ほど当初予算で御説明をさせていただきましたが、県民体育館を除きます他の施設の検討状況について御報告いたします。

真ん中の、（参考）県立スポーツ施設の概要を御覧ください。県立スポーツ施設、10施設の現状を記載した表になります。なお備考欄にも記載をさせていただいておりますが、表の中で設置年と築年数に米印が記載されている箇所につきましては、体育館について大きな改修があったり、春野総合運動公園などのように、1つの場所に複数の施設があるスポーツ施設については、体育館の築年数を米印をつけて記載をしております。各施設で老朽化が進んでおりますけれども、当面は必要な修繕等によりスポーツ施設としての機能を維持しながら、中長期的な利用状況を踏まえ各施設の在り方を検討した上で、計画的な再整備や修繕が必要と考えております。

その中で、県立武道館につきましては、耐用年数が近づいております。令和7年度に策定をいたします県民体育館の再整備基本計画の中で、集約化が可能かどうかを検討したいと考えております。また、その他の施設につきましては、施設間の機能分担や優先順位等を整理した上で、計画的に修繕や空調整備などを実施してまいります。

下段の、今後の検討事項ですけれども、人口減少や利用者のニーズ、市町村施設との役割分担などを踏まえまして、県立スポーツ施設の集約化・複合化を含めた中長期的な在り方について、令和7年度中に検討してまいります。また、再整備に当たっては財政当局とも連携をし、集約化・複合化に対して有利な財政措置のある公共施設等適正管理推進事業債の積極的な活用を検討してまいります。

以上で、スポーツ課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 先ほどの県立武道館の説明の中で耐用年数が近いとありましたが、耐用年数は何年ですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 一般的に鉄筋コンクリートの施設ですと、約50年が耐用年数の目安と承知しております。

◎上治委員 50年を1つの基準として、今後計画を立てていく。耐用年数が近いのが、武道館ですけれども、40年を超えている施設もある。今後の検討のところで、市町村が管理

している施設があれば、県立の施設は廃止していくのか。あるいは表の上から２段目、室戸体育館が室戸市に移管を予定をしておるということで、道路のように市町村に移管をしていく方向性で考えているのかどうか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 施設の状況にもよりますけれども、県の人口、または競技人口、利用者の状況など様々な視点から分析を行いまして、再整備が必要なものが出てくるかもしれませんし、おっしゃったように同様の施設が市町村の所管する施設にありますときに、県立のスポーツ施設を廃止する場合も可能性としてはあると思っております。

◎上治委員 県立スポーツ施設の今後の在り方について、検討会というものがあって、そこで進めておるという考え方でいいですか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 県立スポーツ施設全体の今後の在り方を検討する場合というのは、現在設置しておりませんので、まずは庁内で議論をしていきたいと考えておりますけれども、必要に応じて専門家や有識者の方々の御意見を伺うことも、来年度また検討したいと思います。現状では、中長期的なところを見据えた10施設の今後の在り方について検討する会は設定しておりません。

◎上治委員 今回、県民体育館は検討会が出来て、その中でやっていかれると思いますが、今までずっと利用してきた方々にとったら、急にやめようという話になると、様々な意見が出てきます。急にならないように、早めの対応、周知をしながら、方向性についても皆さんの意見を聞いた中でやっていくようお願いをしておきます。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 県立スポーツ施設として、現状も非常にたくさんの役割を担っている、また多くの利用者がいる状況ですので、急にもう運用しめんと決定をすることには当然ならないわけで、御意見をいただく、説明をしていくといったことは丁寧に慎重に進めていきたいと考えております。

◎中根委員 協議の中で、体育館の空調のないところがあります。災害対応も含めて、体育館というのは避難場所になっているところが多いですから、その検討も早急にしなければいけないのではないかな。また、とても暑い夏が続く気候温暖化になっていますので、ぜひそのところも早いペースで協議をお願いしたいと思います。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 この10施設につきましては、スポーツ課所管だけではなくて、県教育委員会が所管する施設や、土木部で所管する施設がありますので、関連部署と協議、検討した上で進める必要があると思っておりますが、委員おっしゃられるように夏場の暑さ対策は非常に重要な部分です。このスポーツ施設以外の空調整備も関係してきますから、優先順位なども考慮して検討していくことになるかと考えています。

◎橋本委員 ２ページの築年数で、県民体育館と武道館が黒い太文字で書かれていますけれども、これは基本的には経年劣化が甚だしく、全面改修をしなければならないというこ

とだろうと想像できます。ただ、この公共施設等適正管理推進事業債の積極的な活用を図りながら有利な形でやっていく。要は充当率90%で、交付税で50%キックバックされる起債が使えるということですが、これはいつまで使えるんですか。また、全面改修だけなのか、それとも部分改修にも使えるのか、どうなんでしょうか。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 詳細まで十分に把握ができておりません。いつまで使えるのか、その部分改修も対象となるのかというところは、財政当局に確認した上で、今後の検討に反映させていきたいと思います。

◎橋本委員 ぜひお願いします。この再整備に当たっては、財源確保の観点もこの中に入っています。公共施設等適正管理推進事業債の積極的な活用を図って、改修や修繕もしていくということですので、その辺はしっかりと、財政当局と詰めておいたほうがいいと思います。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 承知しました。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、スポーツ課を終わります。

以上で、観光振興スポーツ部を終わります。

昼食のため、ここで休憩いたします。再開は1時とします。

(昼食のため休憩 11時45分～12時59分)

◎土森委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

《土木部》

◎土森委員長 土木部について行います。

部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので御了承願います。

◎横地土木部長 それでは、2月議会に提出しております土木部の議案について、説明いたします。2ページを御覧ください。令和7年度の土木部当初予算のポイントをまとめた資料です。

左側、令和7年度当初予算の基本的な考え方を御覧ください。土木部では、県民の安全・安心の確保と、地域の活力の増進を図り、県民が将来に希望を持って暮らせる「安全・安心な高知」を実現するため、次の5つの方針により予算案を編成しております。

1点目は、南海トラフ地震対策の推進。2点目は、豪雨等災害対策の推進。3点目は、産業振興や安全・安心につながるインフラ整備の推進。4点目は、既存インフラの有効活用と計画的な維持管理・更新。最後に5点目、元気な未来創造戦略施策の推進です。

右上、一般会計の欄を御覧ください。左側半分は、令和6年度と令和7年度の土木部の当初予算を比較したものです。令和7年度の当初予算を赤枠で囲んでおりますが、土木部の当初予算の合計は1行目の土木部予算計にありますように、717億5,800万円で、前年度と比較いたしますと、その右側にありますように、25億1,000万円の増額、率にして1.04倍となっております。

なお、水道耐震化予算につきましては、令和7年度当初予算から市町村への直接交付に変更となりますため、比較に当たっては本表から除外をしております。

右半分、5か年加速化対策の最終年分を国の補正予算として前倒して頂いていることから、県におきましても昨年12月の補正予算として計上させていただき、この補正予算を含む実質的な予算ベース、いわゆる16か月予算で比較したものです。

令和7年度の実質予算の合計は青枠で囲んでおりますが、927億6,900万円で、前年度と比較いたしますと、4億7,600万円の増額、率にして1.01倍となっております。

その下の棒グラフを御覧ください。こちらは16か月予算のうち投資的予算をグラフ化したものであります。グラフの下にポイントをまとめておりますので、グラフとあわせて御覧ください。

土木部におけます、令和7年度の実質的な投資的予算の合計は790億円と、前年度並みの予算を確保しております。なお前年度の経済対策補正のうち、国の5か年加速化対策予算につきましては、対前年度比0.90倍の203億円を計上しております。

土木部では引き続きこれらの予算を最大限に活用し、防災・減災、国土強靱化に資するインフラ整備に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、棒グラフの下になりますが、特別会計・公営企業会計の表を御覧ください。土地取得事業特別会計は、12億9,100万円と、対前年度比で3億9,100万円の減額となっております。これは、令和4年度末に解散いたしました、高知県土地開発公社の債務引受に伴う償還金について、未償還残高の減少に伴い減額となったことによるものです。

その下、港湾整備事業特別会計は、4億9,700万円と、対前年度比で700万円の減額となっております。こちらは、高知港のフェリーターミナル解体工事が完了することなどに伴い、減額となったものです。

その下、流域下水道事業会計は、26億8,700万円と、対前年度比で7,300万円の減額となっております。こちらは、高須浄化センターにおける水処理設備工事の費用が減額となったことなどによるものです。

続きまして、3ページを御覧ください。ここからは、土木部の5つの予算編成方針ごとにまとめた資料となります。予算額につきましては、括弧の外の金額が当初予算額、括弧の中の金額が16か月予算を表しております。

まず、1 南海トラフ地震対策の推進であります。左上の（1）「命を守る」対策では、

住宅の耐震化や、河川・港湾・海岸の地震・津波対策等に取り組みます。特に、マル拡と記載しております、住宅の耐震化の促進につきましては、能登半島地震を受けて住宅耐震に関する県民ニーズが高まっていることから、重点的に予算を計上しているものです。

左下の（２）「命をつなぐ」対策では、四国８の字ネットワーク等の整備促進や、緊急輸送道路等における橋梁耐震対策、のり面防災対策等に取り組んでまいります。

マル拡と記載しております、防災拠点にアクセスするための県道整備の推進につきましては、能登半島地震では道路寸断により孤立集落の発生や迅速な災害復旧に支障が生じたことを踏まえ、南海トラフ地震時に防災拠点となります市町村役場へのアクセス道が機能するよう道路整備を加速化するもので、安田東洋線や中村宿毛線などの県道整備に重点的に予算を計上してまいります。

右上の（３）「生活を立ち上げる」対策では、地震後の復旧・復興事業を円滑に進めるために、市町村と連携しながら地籍調査を推進いたします。また、水道施設の耐震対策等の促進につきましては、先ほど説明をいたしましたとおり、水道耐震化予算が令和７年度当初予算から市町村への直接交付に変更となりますため、８億６,３００万円の減額となっております。

以上、これらの対策を進めるため、令和７年度の当初予算では、右上にありますように、１９４億３,４００万円、１６か月予算で２８３億８,３００万円を計上しております。

続きまして、４ページ目を御覧ください。２豪雨等災害対策の推進であります。

左上の（１）インフラ未整備箇所の整備では、中小河川の治水対策やダム建設、土砂災害対策、道路ののり面防災対策、海岸の高潮・高波対策等に取り組んでまいります。

マル拡と記載しております河川改修につきましては、豪雨等による浸水被害を防ぐため、河川の拡幅や堤防のかさ上げ・強化などを実施するもので、緊急自然災害防止対策事業債が来年度に最終年度を迎えますことから、重点的に予算を計上しております。

左下の（２）ダメージを除去し、後の大きな被災を防ぐでは、国の有利な起債制度を最大限活用しながら、河川やダム等に堆積した土砂を計画的にしゅんせつするほか、河川やダム等の施設の維持管理に取り組んでまいります。また、自然災害により被災した公共土木施設の復旧や道路の崩土、海岸に漂着した流木に迅速に対応するため、予備的な費用を計上しております。

右下の（３）その他では、洪水や高潮による浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害に関する警戒区域図の作成を行ってまいります。マル拡と記載しております、土砂災害警戒区域等につきましては、土砂災害の恐れのある区域の地形や土地利用状況等を調査し、土砂災害警戒区域等の指定を実施するというもので、おおむね５年ごとに実施しております。２巡目となります来年度の調査におきましては、高精度な地形図データを用いることにより、従前の地形図では抽出が困難でありました、土砂災害が発生する恐れがある箇所

を抽出し、指定を実施してまいります。

以上、これらの対策を進めるために、令和7年度の当初予算では、右上にありますように、176億1,400万円、16か月予算で259億5,300万を計上しております。

続きまして、5ページ目を御覧ください。3産業振興や安全・安心につながるインフラ整備の推進であります。左上の道路・都市の分野では、四国8の字ネットワークの整備促進をはじめ、緊急輸送道路等の橋梁の耐震対策や、のり面防災対策、地域の実情に応じた1.5車線の道路整備、観光振興などに寄与する都市公園施設の整備などに引き続き取り組んでまいります。

右上の河川・砂防・港湾・海岸の分野では、中小河川の治水対策や、浦戸湾の三重防護などの地震・津波対策などに引き続き取り組んでまいります。

その下、住宅・建築の分野におきましては、南海トラフ地震対策の重点課題であります住宅の耐震対策に加え、空き家改修等の支援を拡充し取り組んでまいります。

その下、その他といたしまして、地域住民からの要望に迅速に対応する、地域の安全安心推進事業にも引き続き取り組んでまいります。

以上、これらの対策を進めるために、令和7年度の当初予算は、右上にありますように、440億4,200万円、16か月予算で620億8,500万円を計上しております。

左下の4既存インフラの有効活用と計画的な維持管理・更新では、道路や河川などの既存インフラの計画的な維持管理の推進や、高知港などの港湾の利活用の促進を図るとともに、クルーズ受入体制及び振興策の充実・強化を図ってまいります。

以上、これらの対策を進めるため、令和7年度の当初予算は、145億3,500万円、16か月予算で164億3,500万円を計上しております。

続きまして、6ページ目を御覧ください。5元気な未来創造戦略施策の推進であります。

左上の人口減少対策では、県政の最重要課題であります人口減少への対策に係る費用を計上しております。

空き家の掘り起こし等の強化では、移住・定住の促進を図る上で、喫緊の課題となっております空き家活用による住宅確保策を強化するもので、ビジネス目的で活用する事業者等と空き家所有者をつなぎます、空き家相談サポートビジネスマッチング委託などを新たに取り組んでまいります。

建設業における女性活躍の支援につきましては、本年度創設いたしました高知県建設業人材育成事業費補助金によりまして、若手人材を建設ディレクターに育成する建設事業者等に講座受講料の一部を助成し、建設業者におきます建設ディレクターの導入を後押しするものです。

右上のデジタル化につきましては、インフラ分野のDXに向けた取組に係る費用を計上しております。

盛土等情報管理システムの構築では、管理する必要があります全ての盛土にかかる基礎情報を地図上に整理し、データベースとして一元的に管理するものです。

3D都市モデルの整備では、一部の県内津波浸水予測区域におきまして、3D都市モデルを整備するとともに、浸水シミュレーションを実施し、都市における防災対策やまちづくりなどに利活用するものです。

デジタル技術を活用した河川の維持管理では、河川の維持管理の高度化を図るため、水中の地盤高を計測できるグリーンレーザを活用し、土砂堆積等の状況を把握することで、ICT施工による河床掘削などを推進するものです。

下のグリーン化では、脱炭素社会の実現に向けました取組に係る費用を計上しております。

公共施設照明のLED化の推進では、港湾施設などにおきまして省エネ化による地球温暖化防止に加え、長寿命化による維持管理費の縮減など、ライフサイクルコストの縮減を目指してまいります。

なおグリーン化の予算額につきましては、道路照明一括LED化の事業費の減額及び来年度から運行開始いたします電気EV船の建造完了などに伴い減額となっております。

右下のグローバル化では、外国客船の受入対応や多言語対応などの施設整備の取組に係る費用を計上しております。特にマル拡と記載しております客船受入等業務委託料につきましては、高知港等における来年度の外国客船の寄港見込みが92隻と、本年度の実績58隻を大幅に上回る見込みであることから、重点的に予算を計上しております。

以上、これらの対策を進めるため、令和7年度の当初予算は、右上にありますように、10億4,500万円、16か月予算で10億5,500万円を計上しております。

続きまして7ページは、土木部の一般会計の総括表、8ページは、特別会計の総括表、9ページは、流域下水道事業会計の総括表となっております。

続きまして、10ページを御覧ください。令和6年度の2月補正予算であります。表の左から3列目、補正見込額の最下段にありますように、一般会計では98億5,027万5,000円の減額となっております。これは、通常事業の精算のほか、令和6年度における国の経済対策補正予算や、災害復旧費が当初の見込みを下回ったことなどによるものです。

続きまして、11ページの特別会計を御覧ください。土地取得事業では、四国8の字ネットワークの整備に係る用地先行取得事業に必要な経費が当初の見込みを下回ったことなどにより、また港湾整備事業では、高知港フェリーターミナル解体工事における工事費が見込みを下回ったことなどにより、合計4,791万7,000円を減額するものです。

続きまして12ページの、流域下水道事業会計を御覧ください。収益的予算では、流域下水道関係3市の負担金の精算などにより減額。また、資本的予算では、国の内示差などを減額するものです。

続きまして、13ページを御覧ください。令和6年度の繰越明許費の追加と変更について説明いたします。

第2表、繰越明許費補正の1追加の表のうち、14ページの左側、12款土木費にあります、28億8,540万円及び15ページの左下、15款災害復旧費のうち、3項土木施設災害復旧費にあります、24億348万9,000円につきまして、この議会で追加の議決をお願いするものです。

続きまして、16ページを御覧ください。2変更の表のうち、17ページの左下、12款土木費にありますように、12月までに承認いただきました繰越しと合わせて、補正後579億2,726万7,000円について、変更の議決をお願いするものです。

続きまして、18ページを御覧ください。条例その他議案の目録となります。土木部が諮りいたしますのは、条例議案といたしましては、第53号から第57号の5件、その他の議案といたしましては19ページの、第67号から第69号の3件の合計8件です。詳細は、後ほど担当課長から説明をいたします。

続きまして、20ページを御覧ください。12月議会以降、3月末日までの間に開催する土木部における主な審議会の開催実績です。

最後に、報告事項といたしまして、土木政策課から2件の報告があります。詳細は、後ほど担当課長から説明をいたします。

以上で、私からの総括説明といたします。

〈土木政策課〉

◎土森委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

◎小笠原土木政策課長 当課の令和7年度当初予算、令和6年度補正予算、条例その他議案について御説明いたします。

最初に、令和7年度当初予算です。1ページをお願いいたします。まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

7款分担金及び負担金の9目土木費負担金は、土木部で管理運営をしております土木行政総合情報システムについて、市町村及び会計が異なる公営企業局の利用に関して、負担金として受け入れるものです。また、市町村等に交流職員として派遣をしております職員について、派遣先に負担いただく人件費を受け入れるものです。

1つ下の8款使用料及び手数料のうち10目土木使用料は、土木事務所が庁舎や河川敷地などの目的外使用を許可した際の使用料を受け入れるものです。

一番下の11目土木手数料は、主に建設業の許可に係る審査手数料や、建設事業者の経営事項審査などに係る手数料の収入です。

2ページを御覧ください。上から3つ目の9款国庫支出金の11目土木費補助金は、歳出で御説明いたします土木事務所施設整備事業の財源として、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、また建設業活性化事業費の財源として、厚生労働省の雇用開発支援事業

費等補助金及び内閣府の新しい地方経済・生活環境創生交付金を受け入れるものです。下から3つ目の14款諸収入は、県事業に伴う市町村負担金などに関する過年度収入です。

3ページを御覧ください。上から3つ目の15款県債の11目土木債は、土木事務所の太陽光発電設備設置工事などに県債を充当するものです。

以上、令和7年度の歳入予算額は合計で、26億4,109万8,000円です。

続きまして、歳出について御説明いたします。4ページを御覧ください。12款土木費の一番下の1目土木政策費につきまして、右側の説明欄の順に主なものを御説明いたします。

まず、1人件費は、土木部職員の人件費のうち、事業費での充当分を差し引いた額を一括して計上しております。

一番下の企画調整費につきましては、5ページを御覧ください。右端の説明欄、一番上の県の土木技術職員を対象とした研修の実施や、2つ下、国が開催する研修への参加に要する経費などを計上しております。

中ほどの3土木諸費につきまして、1つ下の実施設計等委託料は、中央東土木事務所の会議室として使用している南別館に耐震性がないことが判明したため解体を行うとともに、本館を改修して会議室を設置するための設計監理の委託料を計上しております。

4つ下の施設整備工事請負費は、中央東土木事務所の南別館の解体並びに本館の改修に係る経費及び中央西土木事務所越知事務所への太陽光発電設備の設置に要する経費を計上しております。

一番下の4建設業活性化事業費につきましては、6ページを御覧ください。右端の説明欄の上から2つ目、建設業事業継続計画認定業務委託料は、建設業者が策定する事業継続計画の認定に係る経費を計上しております。

その下、建設業活性化事業費補助金は、高知県建設業協会などによる、建設業の重要性や魅力発信などに関する取組を支援する経費です。

次に、中ほどの建設業者指導監督費は、建設業の許可や県の入札参加に必要な建設事業者の企業力を適正に評価するための、経営事項審査に係る経費などを計上しております。

一番下の7地域の安全安心推進事業費は、地域の生活に密着した道路や河川、砂防などの公共施設の維持修繕工事や、小規模な改修工事などについて、地域からの要望に対して、各土木事務所の裁量で迅速かつ柔軟に対応するものです。

以上、令和7年度の最終予算の合計は、40億1,957万4,000円で、前年度と比較しますと、10億4,339万4,000円の減額となっております。減額の主な要因としましては、宿毛合同庁舎の高台移転や、本山合同庁舎及び室戸総合庁舎への太陽光発電設備の設置工事などが完了したことによるものです。

以上が、令和7年度の当初予算の内容です。

次に、令和6年度補正予算について御説明をいたします。8ページを御覧ください。歳

入の主なものについて御説明いたします。

一番上の 8 款使用料及び手数料の 11 目土木手数料は、建設業者の経営事項審査の申請数が当初の見込みより減少したものです。

1 つ下の 9 款国庫支出金の 10 目土木費補助金につきましては、歳出のところで御説明します施設整備工事請負費の入札差額に応じて、財源である地域脱炭素移行・再エネ推進交付金などの受入額が減少したものです。

下から 4 つ目の 15 款県債の 11 目土木債は、歳出のところで御説明します土木事務所施設整備費において入札差額が生じたため、受入額が減少したものです。

地域の安全安心推進事業債につきましては、一般財源から浚渫債などの有利な財源に振り替えたことによる増加です。

9 ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。12 款土木費の一番下、1 目土木政策費の右側の説明欄 1 土木諸費の減額は、土木事務所の施設整備に係る実施設計等委託料や工事請負費の入札差額などを減額する一方で、職員の病、産、育休の取得状況から、代替職員である会計年度任用職員の任用予定月数の増加により増額をお願いするものです。

下から 2 つ目、建設業活性化事業費につきましては、10 ページを御覧ください。右側の説明欄一番上の建設業事業継続計画認定業務委託料は、BCP 認定審査への申請数が当初の想定より少なかったため減額するものです。

上から 4 つ目、3 建設業者指導監督費につきましては、建設工事紛争審査会の開催状況による委員の報酬や会場の使用料、また建設業の許可及び経営事項審査に関する情報処理に係る委託料などを減額するものです。

以上、歳出予算の補正額は 1 億 3,691 万円の減額で、補正後の総額は 50 億 4,589 万 4,000 円です。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。11 ページを御覧ください。繰越明許費につきましては、9 月議会で議決をいただいておりますが、その後の状況の変化により変更をお願いするものです。

12 款土木費、1 目土木政策費の土木諸費につきましては、遊休財産測量委託業務において旧田野詰所及び宿毛地区貝塚職員住宅の土地の測量に際し、境界確認の立会調整に不測の日数を要したため、繰越しをお願いするものです。

最後に、条例その他議案について御説明させていただきます。12 ページをお願いいたします。議案第 67 号、国道 441 号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案についてです。

13 ページを御覧ください。こちらの資料で御説明いたします。資料の上、1 位置図に記載しております今回の議案の施工場所は、四万十市西土佐中半から四万十市久保川を結ぶ

口屋内バイパス、全体延長2,870メートルにおいて、口屋内トンネル、総延長1,841メートルのうち、赤い線で示しております、延長1,247メートルの工事です。

資料の下段、2工事概要の事業内容に記載しておりますとおり、口屋内バイパスは狭い幅員や線形不良、豪雨による事前通行規制区間の解消を図るとともに、愛媛県南予地域と、四万十川流域及び高知県西部地域を結ぶ幹線道路網を形成することを目的として、平成24年から着手しており、現在トンネル工事及び栈道橋工事を施工しているところです。当該工事は令和4年12月21日に「飛島・豚座・福寿特定建設工事共同企業体」と契約を締結し、令和7年11月30日までの工期で工事を進めております。

変更内容の欄を御覧ください。今回の変更は2点あります。1点目は、資材価格、労務単価の上昇分を契約金額に加算したことにより増額となるものです。2点目は、当初の想定より地質が脆弱であったことから、掘削断面の安定を図るため、強度の高い支保工へ変更することなどにより増額となるものです。

以上の変更により、契約金額を45億9,690万円から6億1,553万8,000円増額し、52億1,243万8,000円に変更しようとするものです。

土木政策課からの説明は以上です。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 1点目は建設業活性化事業費補助金で、700万円の予算を組んでいます。建設業で若い方たちが仕事に就くために実施している事業でしょうか。

◎小笠原土木政策課長 建設業の担い手確保も入っております。補助金を活用されるのは県の建設業協会と中村支部、造園業協会の3者が6年度申請をいただいております。一番イメージしていただきやすいのは、11月に中央公園で建設フェスタというイベントを開催しておりますけれども、そういったことに補助金を使っております。あとは中高への出前授業といった建設業協会の方が行う取組に、補助を出しています。

◎上治委員 もう1点は、先ほど口屋内トンネルの変更のところで、労務単価の上昇があります。設計をするのに、国から来る統一単価というか、年に2回来て、設計書を作って発注すると思うんですが、こういうふうに長い工期でいきゆう場合は、一番最初の契約に遡って労務単価が上がるものなのか。例えば、長い延長のところの終わっておる分は、労務単価の上昇がなくて、これからやらないかん分についての単価の上昇か、その辺はどんなもんなんですか。

◎小笠原土木政策課長 例えば今回の工事でしたら設計書策定時点の令和4年5月1日の単価がスタートになります。そこで受注者からの希望で、基準日を1回5年4月3日に設けており、その時点でまず差額を見ます。今回もう1つ、令和6年4月1日に基準日を設けておりまして、そことの差額ということで、それぞれの段階でどれぐらいの上昇分があるかを見ていっております。

◎上治委員　ということは、基準日を決めたが、変更をするまでの間で工事が終わっていったら、その差額は含まないという理屈ですか。基準日を決めて、それに伴って差額を出すというけれども、長い工期の間の中で順番に終わっていきます。当初契約していて、工事が終わった分の上昇分も遡って払うという理屈になりますか。

◎中村道路課長　先ほど小笠原課長から基準日を設定すると申し上げましたけれども、基準日から後で残っておる工事については、その基準日時点の労務単価でお支払いするということで、基準日前のものについては当初の契約の単価ということです。今回2回設けておりますので、基準日以降の残工事については、労務単価、資材単価上がった分でお支払いする形です。

◎橋本委員　地域の安全安心推進事業費の16億円は、毎年同じぐらいの金額で組まれているようだけれども、これはタイムリーに、地域の皆さんの要請に応えることができるということで、非常にありがたい予算なんですけれども、ただ先ほどお話がありましたように、物価高騰があって資材や人件費の高騰があります。それに対して、対応するためのお金が一定だと、基本的にそれだけのものがこなせないことが現実にあるんだろうと思うんですが、その辺はどう考えて算定されていますか。

◎小笠原土木政策課長　物価高騰、資材高騰の分は影響があると思います。例えば今まで16億円の予算で、例えば100件できていた緊急対応が、減る計算になります。ただ土木部としましては、この16億円は、一般財源で全て賄っておりますので、県全体として毎年5%、8,000万円のシーリングがかかるわけです。それは土木部の中で、各事業課からいろんな努力をしていただいて、土木部全体として16億円を確保するようにしております。御指摘のところは物価上昇分を上乗せして、16億円を超える額で要求したいところですが、なかなかそういかない事情があります。委員会のたびにこの地域の安全安心推進事業についてのニーズが高いという意見もいただいておりますが、土木部としてはその16億円をしっかりと確保していくという考えで、部全体で動いております。

◎橋本委員　シーリングがかかっているという話を受ければ、財政当局との絡みが出てきますけれども、やはり地域の皆さんにとっては非常にありがたい、それから本当にタイムリーにすぐやっていただけるという、所長裁量予算みたいなところがあって、シーリングの枠は分かりますけれども、そういうことに対しては何とか財政当局と、算定の枠組みをもう少し増やしていただけるように交渉はできないですかね。

◎横地土木部長　委員から御指摘があったように、この物価高騰の中で、同額では同事業量を確保できないということで、もちろん財政部局とも調整をさせていただいておって、そこについては一定財政部局でも理解をいただいているところです。ただ、もちろん県予算も限られた範囲の中で、土木部予算を充当しているところもあります。我々としては、県庁内での予算確保もさることながら、国の補助金がしっかりついてきてくれないと、我々

もできないということで、政策提言の形で、今の物価高騰、人件費高騰分を含めた形でも事業量が確保できるように、今まで以上の予算確保ということをし、5か年加速化対策、国土強靱化も含めて要求しておりますし、これからも要求していく姿勢でいきたいと思っております。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、土木政策課を終わります。

〈技術管理課〉

◎土森委員長 次に、技術管理課の説明を求めます。

◎高橋技術管理課長 技術管理課の令和7年度当初予算及び令和6年度補正予算について、御説明いたします。

初めに当初予算です。1ページをお願いいたします。歳入について御説明いたします。

9款国庫支出金は、支出のところで説明いたします施工管理技術向上事業費等の財源として、厚生労働省の雇用開発支援事業費等補助金を受け入れるものです。

以上、令和7年度の歳入予算額の合計は、479万5,000円となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。2ページを御覧ください。

12款土木費の2目技術管理費につきまして、右側の説明欄に沿って主なものを御説明いたします。

まず、1優良建設工事施工者表彰費は、県が発注しました建設工事のうち、優秀な成績で工事を完成させた企業と技術者等を表彰するもので、表彰後の取りまとめや表彰式、表彰工事の発表会などの運營業務を、民間事業者に委託するための経費等です。なお、令和7年度は、中小企業等の受賞機会を拡大するため、受賞件数について令和6年度までの25件程度から5件増やしまして、30件程度にする制度改正を行いました。

次に、2施工管理技術向上事業費は、県内の土木技術者や、県、市町村の土木技術職員を対象に、新たな技術の習得や技術力のさらなる向上を目的として研修を行うもので、工事の施工管理に関する研修や、橋梁、トンネルなどの点検、補修に関する研修の業務を委託するための経費です。

次に、3建設技術管理事業費の電子納品運用支援等委託料は、建設工事の完成当初などの電子データを保管する電子納品・保管管理システムの運用保守に要する経費や、職員に対するCADソフトの操作研修等を委託するための経費です。

2つ下の、建設業活性化事業委託料につきましては、建設現場の働き方改革や生産性の向上に向けて、デジタル技術の活用等について検討する情報化技術活用検討委員会や、建設業者の技術者を対象としたICT研修会及びデジタル技術を活用するための実技研修会などを開催するための経費です。令和7年度につきましては研修内容の見直しに加え、振り返りを行いたい方や当日研修に参加できなかった方のために、研修動画を作成しウェブ

で配信するなど、経費節減に努めながら受講機会の拡大を図ってまいります。

3 ページを御覧ください。以上、令和 7 年度の歳出予算の合計は、2,165 万 6,000 円で、前年度と比較しますと、4 万 5,000 円の減額となっております。

以上が、令和 7 年度の当初予算の内容です。

続きまして、令和 6 年度補正予算について御説明いたします。4 ページを御覧ください。歳入について御説明いたします。

9 款国庫支出金は、施工管理技術向上事業費等の財源として厚生労働省の雇用開発支援事業費等補助金を、128 万 7,000 円増額し受け入れるものです。

5 ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。12 款土木費、2 目技術管理費の右の説明欄についてです。

2 行目の優良建設工事施工者表彰業務委託料につきましては、入札結果により減額となったものです。

また、2 施工管理技術向上事業費につきましては、台風等の影響によりまして、予定した研修の回数が減となったことにより、減額になったものです。

以上が、令和 6 年度の補正予算の内容です。

技術管理課からの説明は以上です。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 今回、優良工事の受賞件数が 25 件から 30 件に増えたことは、業者さんにとったらすごくやりがいも感じて、様々な面でいいと思うんですが、同一業者が何件も受賞することもあるんですか。

◎高橋技術管理課長 申請書を審査させてもらって選ぶ形ですけれども、1 事業者の受賞は 1 件だけになります。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、技術管理課を終わります。

〈用地対策課〉

◎土森委員長 次に、用地対策課の説明を求めます。

◎武中用地対策課長 令和 7 年度当初予算について御説明いたします。当課は、一般会計と土地取得事業特別会計がありますので、まず一般会計について御説明いたします。資料 1 ページを御覧ください。一般会計の歳入予算で、主なものを御説明いたします。

第 9 款国庫支出金、5 目土木費負担金の（1）用地対策費負担金は、市町村が実施する地籍調査事業に係る国庫負担金です。

その下の、10 目土木費委託金の（2）用地対策費委託金は、国から受託している四国 8 の字ネットワークの用地先行取得事業に関する事務委託費です。

以上、次のページにありますように、令和 7 年度の歳入予算の総額は、8 億 4,055 万 6,000

円となっております。

続いて、歳出予算について御説明いたします。次のページを御覧ください。右側の説明欄に沿って、主なものを順次御説明いたします。

まず、第12款土木費、3目用地対策費の説明欄を御覧ください。

2用地指導費のうち、2つ目の未登記処理測量等委託料は、過去に公共用地として取得した土地で、分筆登記や所有権移転登記ができていない、いわゆる未登記の土地の再測量業務など、登記手続に必要な業務を委託するための経費です。

次に2つ下の、分筆登記等事務委託料は、四国8の字ネットワークの用地買収後の分筆登記業務等を委託するための経費です。

次のページの2段目、高知県用地対策連絡協議会負担金は、知事が代表を務める団体である高知県用地対策連絡協議会への負担金であり、双方代理による契約を有効なものにするため、議会の議決をもって事前許諾をいただくとするものです。

次に、3砂利対策費のうち測量調査等委託料は、海砂利採取による砂浜海岸の侵食の影響を確認するために、海砂利採取土場の近傍にある4海岸での定点観測の調査に要する経費となっております。

次に、4河川海岸等自然保護対策費は、各土木事務所に配置しております土木巡視管理員の雇用に係る報酬等の経費を計上しております。

続いて、6土地利用調整費のうち、次のページの一番上の土地利用規制等対策費交付金は、国土利用計画法に基づく大規模な土地取引の届出内容の審査などを行う窓口であります市町村に対しまして、事務費相当分を交付するものです。

次に、7地価調査費のうち、基準地地価鑑定委託料は、地価調査の実施において県内240地点の、毎年7月1日時点での標準的な土地の価格を鑑定する委託業務に係る経費となります。

次に、8国土調査費のうち、地籍調査事業費補助金は、地籍調査の事業主体である23市町村が実施する測量調査などの経費に対して補助を行うものです。

次の、4目収用委員会費の1収用委員会運営費は、収用委員7名の報酬や旅費など、収用委員会の運営に要する経費となります。

以上、次のページにありますとおり、一般会計の歳出予算の総額は、14億4,159万8,000円で、前年度と比較して約5,900万円の増額となっております。

次のページを御覧ください。土地取得事業特別会計について御説明いたします。

まず最初に歳入予算ですが、第1款土地取得事業収入、1目財産収入の(2)財産売却収入は、四国8の字ネットワークの事業施行者である国に代わって、これまでに県と、解散した高知県土地開発公社が先行取得した用地について、国が用地国債制度に基づいて4か年に分割して再取得することとなるため、令和7年度に国から支払いを受ける金額を計

上しております。

また、4目県債の（1）土地取得事業債は、四国8の字ネットワークの用地の先行取得事業に要する経費の財源として計上しております。

次のページを御覧ください。歳出予算について御説明いたします。

第1款土地取得事業費、2目土地取得事業費の右側の説明欄を御覧ください。

1土地取得事業費は、佐賀大方道路及び大方四万十道路の用地買収の契約に要する費用を計上しております。

次の、2地方債元利償還金は、県債への償還に充て、その下の3免責的債務引受償還金は、解散した高知県土地開発公社の債務を引き受けた県が、公社に融資を行っていた金融機関への償還を行うものです。なお、この免責的債務引受償還金は、令和7年度をもって終了となります。

以上が、令和7年度の当初予算の説明となります。

続きまして、令和6年度2月補正予算について御説明いたします。10ページをお願いします。

まず、一般会計から御説明いたします。このページの歳入の補正につきましては、歳出予算の補正に関連しておりますので、内容は歳出のほうで併せて御説明いたします。

次のページをお願いします。歳出予算の右側の説明欄に沿って御説明いたします。

第12款土木費、3目用地対策費の説明欄で、1国土調査費の地籍調査事業費補助金は、国の内示額に基づき減額補正をするものです。

その下の、4目収用委員会費の1収用委員会運営費は、収用委員会の開催回数が当初の見込みを下回ったことによる委員報酬の減額と、収用裁決の審議における経費として、土地の鑑定手数料などを見込んでおりましたが、不用となったことなどにより減額補正をするものです。

以上、次のページにありますとおり、一般会計の補正予算の総額は、8,528万4,000円の減額となっております。

13ページを御覧ください。土地取得事業特別会計について御説明いたします。この土地取得事業特別会計も一般会計と同様に、歳出のほうで御説明をさせていただきます。

14ページを御覧ください。第1款土地取得事業費、2目土地取得事業費の右側の説明欄の1土地取得事業費は、佐賀大方道路での用地買収費として計上しておりましたが、全ての契約には至らず不用額が生じたことから、2,285万3,000円の減額補正をするものです。

15ページをお願いします。繰越明許費について御説明いたします。

第1款土地取得事業費、2目土地取得事業費は、令和6年度中に土地建物等の用地買収契約を締結したもののうち、移転先の選定等に日数を要し、年度内に土地の引渡し完了

できないものなどについて、繰越しをお願いするものです。

以上で、用地対策課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎明神委員 昨年、のり面業者の方から、のり面の仕事が減っているということをお聞きし、県の土木部署に確認すると、用地職員が少なく、用地の確保が思うようにできてないと言われましたけれども、その用地職員の確保状況について教えてください。

◎武中用地対策課長 土木事務所の用地職員の定数に関しましては、当課は権限外ですが、土木事務所長と1月中旬頃に毎年、次年度の事業費の関係でヒアリングをしております。そのときには様々な事業内容を話しますけれども、その中で事業費も含めて、適正な人員配置を総務部の行政管理課をお願いしているところです。事務所長の話では、昔から比べれば、いわゆる用地ストックが大分少なくなってきているので、国の補正予算への対応も、実際に難しい場面も出てきているということです。委員おっしゃるとおりもっと用地をどんどん買っていただきたいといったことで用地職員の増員を希望しておりますので、そのことも含めて、総務部には適正配置をお願いしているところです。

◎明神委員 用地が確保できないと仕事が止まるわけですから、適正な用地職員の確保に向けて、今後の努力を要請しておきます。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、用地対策課を終わります。

〈河川課〉

◎土森委員長 次に、河川課の説明を求めます。

◎山本河川課長 河川課の令和7年度当初予算、令和6年度補正予算、条例その他議案について説明いたします。

まず、令和7年度当初予算について説明いたします。1ページを御覧ください。歳入についてです。

7款分担金及び負担金は、ダムの共同設置者の負担金です。

8款使用料及び手数料は、河川の使用料や発電などの水利使用料です。

9款国庫支出金の2項11目土木費補助金は、河川やダム関係の各事業に対する国の補助金や交付金です。

2ページを御覧ください。3項10目土木費委託金は、水資源対策調査や水害統計調査のための国からの委託金です。

10款財産収入の1目財産貸付収入は、電柱等を設置している土地の貸付けによる収入です。

14款諸収入の6項1目受託事業収入は、河川改修事業の実施に伴い、市町村事業を併せて執行する場合に、市町村の負担分を受け入れるものです。

3 ページを御覧ください。7 項 3 目過年度収入は、後進地域特例法の適用団体への補助金差額などに係る収入です。

17 目土木部収入は、桐見ダムの売電収入や鹿児島第二排水機場の共同設置者である高知市の維持管理費用の負担額などです。

15 款県債は、歳出予算に伴う県負担分の財源措置を行うものです。

以上、令和 7 年度の歳入予算の合計は、91 億 6,194 万 3,000 円です。

次に、歳出予算について説明いたします。4 ページを御覧ください。右の説明欄に記載されている順に、主なものについて説明いたします。

最下段の 1 目河川管理費の 2 和食ダム建設事業費は、本体工事や駐車場等のダム周辺環境整備などに必要な経費を計上しています。

3 生活貯水池ダム建設事業費は、大月町の春遠第 1 ダムにおける管理棟建築工事などに要する経費です。

4 ダム改良費は、県管理の 6 つのダムにおける老朽化した設備の更新に要する経費です。

5 ページを御覧ください。5 河川管理費は、一級河川の県管理区間と、2 級河川の管理に要する経費で、その主なものについて説明いたします。

まず、河川環境整備等委託料は、住民との協働による草刈りなど、年間を通じた美しい水辺の景観をつくり出すための、おもてなしの水辺創成事業の実施や、沈没船処分などを委託するための経費です。

水門、樋門等管理委託料は、水門排水機場の市町村などへの管理委託や、水門や堤防等の定期点検などに要する経費です。

6 河川管理推進事業費は、河川美化活動のボランティアを行う河川愛護団体に対して、傷害保険への加入や消耗品の配付により支援を行うものです。

7 水資源対策費は、水需給に関する基礎調査に要する経費や、ダムの管理に係る負担金などです。

8 エネルギー対策費は、発電施設などが所在する市町村が行う公共用施設の整備などに対して、電源立地地域対策交付金を交付するものです。

6 ページを御覧ください。9 永瀬ダム管理費から、8 ページの 14 生活貯水池ダム管理費までは、県が管理するダムの洪水調節や、上水道、工業用水の供給など、適正なダム管理のために要する経費です。

15 ダム調整費は、物部川や奈半利川における濁水問題に係る事務調整などに要する経費です。

最下段の 2 目河川整備費の説明欄、1 河川改修費は、国の交付金事業に採択されない河川の改修や、維持管理を県単独費で行う経費で、中土佐町の上ノ加江川などで整備を推進します。この中で緊急浚渫推進事業債を活用した予算も計上しておりまして、安芸市の見

谷川や、香南市の夜須川など102か所で、豪雨に備え堆積土砂の掘削や樹木伐採を行い、計画的な維持管理を進めます。

9 ページを御覧ください。2 河川調査費は、夜須川の河川整備計画策定や四万十川等の河川環境改善に向けた調査などに要する経費です。

3 水防活動費は、令和7年度の水防計画の策定や、雨量や水位を観測する水防情報施設及びその情報を自動収集し防災関係機関に提供する、水防情報システムの維持管理を行う経費などです。

10ページを御覧ください。3 目河川改良費の説明欄、1 社会資本整備総合交付金事業費は、北川村の奈半利川において清水バイパス事業を実施するための経費です。

2 防災・安全交付金事業費は、高知市の新川川など、16か所で河川改修や耐震補強工事などを実施するための経費です。

3 大規模特定河川事業費は、安芸市の安芸川など4河川で、事前防災対策を計画的、集中的に実施するための経費です。

4 事業間連携河川事業費は、浦戸湾の三重防護事業と連携し、浦戸湾へ流れ込む河川の地震対策を行うための経費です。

5 河川メンテナンス事業費は、南国市の下田川など5か所で、排水機場や水門などの河川管理施設の長寿命化を図るための経費です。

6 国直轄河川事業費負担金は、国が行う、仁淀川や四万十川などでの河川改修等の直轄事業及び独立行政法人水資源機構が行う、早明浦ダム再生事業に係る県の負担金で、所要額を計上しています。

11ページを御覧ください。以上、令和7年度の歳出予算の合計は91億5,828万円で、前年度と比較しますと、5,877万3,000円の増額となっています。

次に、債務負担行為について説明いたします。12ページを御覧ください。まず、永瀬ダム施設点検等委託料につきましては、点検整備基準に基づく業務及び出水時の洪水対応などの補助業務を民間の企業にアウトソーシングするもので、管理業務の習熟度を上げ、効率的業務を移行するため、委託期間を2年間とするものです。

次の、大規模特定河川事業費は、安芸川において河川敷改修に伴う橋梁の架け替え工事を、その下の河川メンテナンス事業費は、下田川、本江田川、派川甲殿川における排水機場等の除塵機や扉体などの更新工事を行うもので、いずれも2か年にわたる長期の工期が必要であるため、債務負担行為により事業を実施するものです。

続きまして、令和6年度補正予算について説明いたします。13ページを御覧ください。歳入予算につきましては、歳出予算に連動して補正を行うもので、負担金、県債などの減額により、3億8,834万8,000円の減額となり、合計で、157億8,654万9,000円となっています。

次に、歳出予算について説明いたします。14ページを御覧ください。1目河川管理費の説明欄、1ダム改良費は、国予算の内示差への対応により減額をするものです。

2河川管理費は、水門、樋門等管理委託料について、堤防点検等、委託業務の入札差金により減額するほか、水門等補修工事において、従来の引上げ式ゲートから無動力化が図られ、安価なフラップゲートへの更新に見直したことにより減額をするものです。

2目河川整備費の1河川改修費は、国の経済対策補正予算や、当初内示の増により工事を補助事業等に振り替えたため減額するものです。

15ページを御覧ください。3目河川改良費の1社会資本整備総合交付金事業費は、受託事業の精算による減に対応するものです。

2国直轄河川事業費負担金は、国予算の内示差への対応により減額をするものです。

以上、歳出予算の補正額は、4億3,251万4,000円の減額となり、合計で157億5,280万9,000円となっております。

次に、繰越明許費について説明いたします。17ページを御覧ください。繰越明許費につきましては、12月議会までも御承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加変更をお願いするものです。

まず、追加について説明いたします。1目河川管理費の河川管理費につきましては、水門等補修工事において資機材の搬入路に要する地元との調整に日時を要したことなどにより、1,774万6,000円の繰越明許費をお願いするものです。

桐見ダム管理費は、管理道等の枝葉を伐採するに当たり、支障となる高圧線等の所有者との調整に日時を要したため、3,180万2,000円の繰越明許費をお願いするものです。

次に、変更について説明いたします。18ページを御覧ください。1目河川管理費のダム改良費につきましては、以布利川ダムでの非常用発電設備の燃料タンク更新に当たり、増設する燃料タンクや配管等のレイアウトの検討に日時を要したことなどにより、5億4,875万円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

永瀬ダム管理費は、貯水池の堆積土砂のしゅんせつに当たり実施しております、魚類生態調査の調査地点について関係者との協議に日時を要したため、6億3,315万円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

2目河川整備費の河川改修費は、四万十市の岩田川など60か所におきまして、工事用資機材の搬入路について、地元との調整に日時を要したことなどにより、28億4,271万2,000円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

河川調査費は、四万十川での置土等による河川環境改善対策に関する調査におきまして、モニタリング計画の策定について関係者との協議に日時を要したことなどにより、9,616万4,000円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

3目河川改良費の防災・安全交付金事業費は、四万十町の仁井田川など8か所におきま

して、工事に伴い発生する濁水について、地元との調整に日時を要したことなどにより、32億2,455万円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

大規模特定河川事業費は、日高村の日下川など2か所におきまして、工事に伴う振動について、地元との調整に日時を要したことなどにより、7億3,290万円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

続きまして、条例その他議案について説明いたします。19ページをお願いします。第68号議案、和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案です。20ページの資料で説明いたします。

現在の現場状況としましては、右上の写真のとおり、ダム本体工事がほぼ完了し、昨年10月2日から試験湛水を行っているところです。今回の変更につきましては、インフレスライド等に伴う工事費の増額及び試験湛水時の高揚圧力への対応のための工期延長を行うものです。契約金額を82億7,284万7,600円から、7億5,091万4,100円増額し、90億2,376万1,700円に、また、完成期限を令和7年3月28日から94日延長し、令和7年6月30日に変更しようとするものです。

契約金額増額の内容としましては、インフレスライド条項の適用による変更です。工事契約後に生じた建設資材や労務単価の大幅な上昇への対応として、受注者から請求のあった、4回のインフレスライド条項を適用することに伴い、約7億4,000万円の増額となっています。

また完成期限の延長につきましては、12月議会の債務負担行為の設定においても御説明しましたが、ダム堤体直下に透水性の低い地質が分布し、右岸地山からの地下水が下流側へ抜けにくい構造となっていることから、堤体への揚圧力が想定以上に高まる可能性があり、試験湛水の観測データに応じた対策を迅速に講じる必要があるため、工期を延長するものです。

以上で、河川課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎明神委員 このダムは以前から変更が続きますけれども、増額する約7億5,000万円の中の、約7億4,000万円がインフレスライドによって増えた額で、残りの1,000万円ちょっとが、ダム堤体を浮き上げようとする力を止める工事費ということで、理解をしたらいいんですか。

◎山本河川課長 高揚圧力への対応は、今後の観測で必要であれば実施するということで、今回の設計変更の内容には入っておりません。残りの1,000万円としましては、資料の写真の右上奥に見えております、残土処理場に隣接して借地をしている施工ヤードについて、工事が終わって地権者に返却するに当たって、もともとの耕作地として使用できるように、工事で締め固まってしまった土砂をほぐす作業が生じたことや、水量の精査等によりまし

て1,000万円の増額となっております。

◎中根委員 地震の高潮対策の河川事業費の中で、橋梁の工事をされるようになっていますが、これで橋梁全体の何%ぐらいまでが耐震工事をされることになるのでしょうか。

◎山本河川課長 浦戸湾に流入する河川の耐震工事ですけれども、6年度補正予算までで、全体の約80%の耐震化が終わります。

◎中根委員 残りの2割は、どのくらいのペースですか。

◎山本河川課長 今のペースでいくと、令和10か十一、二年度ぐらいと思っております。

◎樋口委員 安芸川は、例の大洪水の関係でいろいろやってくれてるんですが、その隣の姉妹川の伊尾木川は、堰堤が途中で切れたような状態になっていまして、やっとな県も測量を始めるとい話です。以前から要望のある話やったけど、危険なことの1つは、洪水のときそこからあふれたら、安芸市内の川北や、伊尾木地区が全部つかるとい心配もある。もう1つは、古い話だから記憶がはっきりせんけど、岡村教授が地震のときに津波が来たら、人が山へ逃げるより早く来るから、この辺りから漏れるみたいな話もしてたようなんですけど、素人目に見たら、津波のときはその隙間から漏れて、町がつかるとい恐れがあるわけなんです。予算苦慮しゆうと思うけど、その観点からもちよっと考えてほしいんですけど、課長どうなんですか。

◎山本河川課長 今議会で、樋口委員から安芸川水系の整備の御質問をいただいて、水系全体で、流化能力や周辺の土地利用の状況なども勘案して、優先順位を決めてやっていくところでございます。伊尾木川については河川整備基本計画を、今年度、国との協議を始められておまして、来年度にかけて整備計画を策定するようにしております。それを踏まえて考えていきたいと思ひます。

◎樋口委員 津波の観点からも、河川堤防の必要性も見てほしいといことです。

◎依光副委員長 6ページに永瀬ダムのしゅんせつ工事があります。毎年してくださるおかげで、少しずつ改善されているけれども、一たび雨が降ると、また同じようにどんどん土砂が増えている。今年のしゅんせつ量は、前年度のこを加味して増やすことなどをされていひすか。

◎山本河川課長 近年、浚渫事業債ができてからは、毎年大体6億円ぐらいをかけて、6万立米の堆積土砂を除去することを目標としていひます。ダンプでの運搬になりますので、1日に施工できる量などが限られていひところと、施工できる期間もダムの水位が下げられる、冬場の期間で限られていひことから6万立米と決めておひます。ただし、最近は掘っても、山からの流入が除去した量と同じぐらい入ってきていひことで、実質それほど減らすことにはなっていない現状ですので、抜本的対策を検討しておひところとす。

◎依光副委員長 ぜひ、何かもう一工夫要るのではないかとおもひます。それと今、非常に助かっている置土について、本当に全国から注目を浴びていひるので、続けてやってもらひ

たい。その他の土をいろんなところへ持っていつていますが、海岸がすごくえぐれているので、海岸へ戻すことができないのでしょうか。

◎山本河川課長 安芸市の穴内漁港海岸という、侵食がひどいところがございます、大部分をそちらの養浜に使っておるところです。ただ、もっと物部川の近辺で侵食箇所もありますので、そちらへ持っていくことも検討してまいります。

◎依光副委員長 近くでできるようであれば、引き続いて検討をお願いします。もう1点、部長総括説明のときに、河川の航空レーザで調査をする話がありました。それは、今年どこかをモデル的に手がけられますか。

◎山本河川課長 何年間にわたってやっていくようにしています。航空レーザを使って、まずは3次元管内図といって、3次元で堆積や、堤防の状況などが分かるような管内図を作って、その変化を見て、ここのしゅんせつ替えをしていこうというところで活用していきます。

◎依光副委員長 先に、県下の県管理の河川の管内図を作っていくということですか。

◎山本河川課長 そのとおりです。主要な河川について、順次作っていこうとしております。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、河川課を終わります。

〈防災砂防課〉

◎土森委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎森本防災砂防課長 防災砂防課の令和7年度当初予算及び令和6年度補正予算について御説明いたします。最初に、令和7年度当初予算について御説明いたします。1ページを御覧ください。

まず歳入予算ですが、第7款分担金及び負担金は、急傾斜地崩壊対策のための砂防関係事業の実施に伴う市町村の負担金です。

第8款使用料及び手数料は、砂防堰堤敷地の土地使用料や、工事の施工証明書の交付に係る手数料です。

第9款国庫支出金、1項7目災害復旧費負担金は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく国の負担金です。

続きまして、2ページを御覧ください。2項11目土木費補助金は、砂防関係事業に対する国の交付金や補助金です。

第15款県債の11目土木債及び14目災害復旧債は、歳出予算に伴う県負担分の財源措置を行うものです。なお、内容については歳出予算で御説明いたします。

3ページを御覧ください。以上、令和7年度の歳入予算の合計は、83億4,132万5,000円です。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。4ページを御覧ください。右の説明欄に記載されている順に、主なものについて御説明いたします。

第12款、最下段の1目砂防費は、県が単独で実施する砂防関係事業に要する経費です。

右の説明欄の1砂防諸費は、住民による自主防災活動を支援するため、防災訓練や防災学習会などの啓発等に要する経費です。

2砂防調査費は、国庫補助事業要望のため、新規事業の検討や砂防関係施設の効率的な維持管理を実施するため、台帳整備等を実施する経費です。

5ページを御覧ください。3砂防、地すべり及び急傾斜指定地管理費は、土砂災害に対する警戒避難を支援する防災情報の提供のための雨量観測施設、48局の維持管理などを行うものです。

4砂防単独事業費は、国の交付金事業等の採択基準を満たさない、比較的小規模な土砂災害対策施設の整備などを行うための経費で、南国市十市地区での県単急傾斜地崩壊対策事業などの事業費を計上しています。

5がけくずれ住家防災対策費は、国の補助事業の対象とならない小規模な斜面にもきめ細かく対応するための、市町村が実施する防災事業への県の補助金です。

6土砂災害対策支援事業費は、土砂災害特別警戒区域内において、やむを得ず住宅の建て替え等を行う場合に、必要な住民の防災対策への間接補助事業です。

2目砂防整備費は、国の交付金事業や補助事業を活用して実施する、砂防関係事業に要する経費です。

説明欄の1防災・安全交付金事業費は、国の交付金制度を活用して実施する砂防関係事業で、砂防事業では津野町の黒石川、地すべり対策事業では大豊町の川井地区、急傾斜地崩壊対策事業では四万十市のイナヤシキ地区など、計102か所でのハード対策に要する経費を計上しています。

2特定土砂災害対策推進事業費は、国の補助事業を活用して実施する砂防関係事業で、道路保全などの事業間で連携して行う対策として、安田町の下町谷川など計17か所の整備と、砂防関係施設の老朽化対策に要する経費を計上しております。

3砂防等基礎調査費は、土砂災害が発生する恐れのある箇所抽出、土砂災害対策工事が完了した箇所などの、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定、解除、見直しを実施するための経費です。

4国直轄砂防事業費負担金は、国土交通省四国山地砂防事務所が実施している直轄事業に対する県の負担金です。

続きまして、6ページを御覧ください。3目災害関連費について説明します。説明欄の1災害関連緊急砂防事業費、2災害関連緊急地すべり対策事業費、3災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費、1つ飛んで5災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費は、令和7年度途

中に土砂災害が発生した際に、緊急的に国から補助を受けて対策を実施するための緊急的な工事の発注経費を見込んで計上しています。

4 河川等災害関連事業費は、一定計画のもと災害復旧費に改良費を加えて復旧することにより、再度災害を防止するための事業費であり、令和7年度の災害復旧において、改良の必要が生じた場合に対処するための経費を見込んで計上しております。

7 ページを御覧ください。6 国直轄災害関連事業費負担金は、甚大な土砂災害が発生した場合において、地域の災害防止対策を図ることを目的に砂防設備を整備する、国直轄の特定緊急砂防事業に対する県の負担金です。

次に、第15款1目土木施設災害復旧費について説明します。説明欄の1公共土木施設災害復旧事業費は、国の補助事業に基づく災害復旧を行うための事業費です。令和5年及び6年に発生した災害の復旧工事に要する経費に加え、令和7年の災害に対処するための経費を見込んで計上しております。

8 ページを御覧ください。2 県単公共土木施設災害復旧事業費は、国の補助事業の採択基準を満たさない小規模な災害が発生した場合に、県の単費で復旧を行うための経費です。

3 災害諸費は、災害復旧事業の採択を国に申請するために必要な現地測量及び設計などを委託するための経費です。

5 国直轄災害復旧事業費負担金は、国土交通省が直轄で実施している災害復旧事業に対する県の負担金です。

以上、令和7年度の歳出予算の合計は、87億1,652万6,000円で、前年度と比較しますと、7,919万5,000円の減額となっております。

引き続き、令和6年度の補正予算について御説明いたします。10ページを御覧ください。歳入予算ですが、補正額につきましては、歳出予算に連動しまして補正を行ったもので、分担金及び負担金、国庫支出金、県債の減額によるものです。内容については、歳出予算で御説明いたします。

11ページを御覧ください。補正額は合わせて26億542万2,000円の減額となり、歳入予算の合計は84億8,281万8,000円となっております。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。12ページを御覧ください。右の説明欄に記載されている順に、主なものについて御説明いたします。

第12款1目砂防費の1砂防単独事業費は、急傾斜地崩壊対策事業費の市町村負担金額の確定に伴い減額するものです。

2 がけくずれ住家防災対策費と3土砂災害対策支援事業費は、市町村事業費の確定により減額するものです。

13ページを御覧ください。2目砂防整備費の1防災・安全交付金事業費及び2特定土砂災害対策推進事業費については、急傾斜地崩壊対策事業費の市町村負担金額の確定に伴い

減額するものです。

3 目災害関連費の 1 災害関連緊急砂防事業費から 5 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費は、災害関連事業を実施しなければならないような規模の災害が、新たに発生しなかったことから減額するものです。

14 ページを御覧ください。第 15 款 1 目土木施設災害復旧費の 1 公共土木施設災害復旧事業費は、令和 6 年における災害の発生が、当初の見込みより少なかったことにより減額するものです。

15 ページを御覧ください。2 災害諸費及び 3 市町村災害復旧事業指導監督事務費につきましても、同じく当初の見込みより災害の発生が少なかったことにより減額するものです。

4 国直轄災害復旧事業費負担金は、令和 6 年に大渡ダムで発生した災害などの直轄災害復旧事業に対する県の負担金で、国の事業計画に対応するため減額するものです。

以上、補正額は合わせて 26 億 5,768 万円の減額となり、歳出予算の合計は、87 億 7,843 万 7,000 円となっておりますが、減額の主たる要因は、令和 6 年における災害の発生が当初の見込みより少なかったことによるものです。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。16 ページを御覧ください。繰越明許費につきましては、12 月議会までも御承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加変更をお願いするものです。

まず追加ですが、第 12 款 1 目砂防費の 1 行目、砂防単独事業費につきましては、工事の施工に伴い付け替えをする附帯工の施工位置に当たり、地元との調整に不測の日数を要したことなどにより、5 億 2,239 万 7,000 円の繰越明許費をお願いするものです。

2 行目、がけくずれ住家防災対策費につきましては、市町村工事遅延のため、2 億 7,505 万 9,000 円の繰越明許費をお願いするものです。

2 目砂防整備費の砂防等基礎調査費につきましては、調査に伴う立入りの地元調整に日時を要したことなどにより、1,260 万円の繰越明許費をお願いするものです。

第 15 款 1 目土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業費につきましては、復旧工事に伴う地元との調整等に日時を要したことなどにより、24 億 348 万 9,000 円の繰越明許費をお願いするものです。

17 ページを御覧ください。次に変更ですが、2 目砂防整備費の、防災・安全交付金事業費につきましては、津野町の新土居川ほか計 12 件におきまして、調査測量業務の施行に伴う土地の立入りについて、地元との調整に不測の日数を要したことなどにより、34 億 564 万 8,000 円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

特定土砂災害対策推進事業費につきましては、宿毛市の小深浦川ほか計 4 件におきまして、工事用資材の運搬路選択に当たり、地元との調整に不測の日数を要したことなどにより、13 億 3,800 万 4,000 円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

以上で、防災砂防課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、防災砂防課を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は午後 3 時といたします。

(休憩 14時33分～14時59分)

◎土森委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈道路課〉

◎土森委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎中村道路課長 令和 7 年度当初予算、令和 6 年度 2 月補正予算、条例その他議案について御説明いたします。1 ページを御覧ください。まず、令和 7 年度当初予算について、歳入予算の主なものを御説明いたします。

7 款分担金及び負担金は、県単道路改良に係る市町村の負担金です。

9 款国庫支出金は、道路改築費補助金や、社会資本整備総合交付金などの国からの補助金、交付金です。

2 ページを御覧ください。14 款諸収入は、市町村からの受託事業収入や、会計年度任用職員の本人負担分の労働保険料などです。

15 款県債は、道路改良や防災対策事業等の事業に充てる道路橋梁事業債、3 ページの国直轄事業の負担金に充てる国直轄道路事業費負担金債、災害対応の事業に充てる土木施設災害復旧債です。

以上、令和 7 年度の歳入予算の合計は、282 億 1,868 万円になります。

4 ページを御覧ください。次に、歳出予算について、右の説明欄の主なものを御説明いたします。

1 目道路橋梁管理費の 1 人件費は、道路のパトロール業務に従事している道路整備員 5 名の人件費です。

2 道路橋梁総務費については、5 ページを御覧ください。調査等委託料は、県管理道路を適切に管理するために必要な各種調査等を委託するものです。

沈下橋修繕事業費交付金は、県内に 47 橋ある市町村が管理する沈下橋のうち、道路法に基づく点検の結果、早急に修繕が必要とされた橋梁が速やかに修繕されるよう、市町村を支援するものです。

3 道路維持管理費は、県が管理する国道と県道の維持管理に要する経費で、主に道路維

持補修に係る委託料や、トンネル、橋梁、交通安全施設等の小規模な修繕工事請負費などになります。

4 渡船費は、県道弘岡下種崎線の長浜種崎間における県営渡船の運行に係る委託料と、運営に係る経費です。なお、現在建造中の新船浦戸は、令和7年4月からの習熟訓練を経て、7月1日の運行開始を予定しています。

5 道路改良費は、6 ページを御覧ください。産業や地域の暮らしを支えるために、県単独で道路を整備するための予算です。6 道路情報化推進事業費は、冬季の路面状況の情報を提供する道路カメラシステムの運用保守や、道路台帳システムの保守などを行う経費です。

7 高規格道路等建設促進事業費の四国開発幹線自動車道建設期成同盟会負担金は、四国8の字ネットワークの整備促進のための、知事が会長である期成同盟会への負担金であり、双方代理による契約を有効なものにするため、議会から事前許諾をいただこうとするものです。

高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業費補助金は、高知東部自動車道や四国横断自動車道などに関連する周辺整備として、市町村が行う道路や水路などの整備に対して補助を行う経費です。

2 道路橋梁改良費の右の説明欄、1 道路改築費は、国道などの大規模な道路改良を行うもので、地域高規格道路、阿南安芸自動車道の一部となる国道493号北川道路において道路改築を進めています。

2 社会資本整備総合交付金事業費は、国道やインターチェンジにアクセスする国道の改良などを行うものです。

7 ページを御覧ください。3 防災・安全交付金事業費は、県民の命と暮らしを守るため、道路改良や防災震災対策などを行うものです。

4 道路メンテナンス事業費は、橋梁やトンネルなどの長寿命化を図るため、点検や修繕工事を実施するものです。

5 土砂災害対策道路事業費は、土砂災害の発生により、緊急輸送道路などの幹線道路の交通が寸断されることを防止するため、のり面对策を行うものです。

6 道路交通安全施設等整備事業費は、通学路の安全を確保するため、通学路合同点検により抽出された対策必要箇所において、交通安全対策を実施するものです。

7 無電柱化推進事業費は、電柱倒壊による道路の寸断の防止や、良好な景観の形成等を図るため、電線共同溝の整備を行うものです。

9 国直轄道路事業費負担金は、国が管理する国道の改良事業などに係る県の負担金です。

以上、令和7年度歳出予算の合計は、8 ページにありますとおり、318億2,285万5,000円で、前年度と比較しますと、27億8,249万2,000円の増額となっております。

9 ページを御覧ください。次に、債務負担について御説明いたします。1 つ目の沈下橋修繕事業費交付金は、令和 7 年度に起債を充当して沈下橋の修繕工事を実施する市町村に対し、工事が完了した翌年度に交付金を交付するため、債務負担を設定するものです。

2 つ目の長大橋修繕事業費交付金は、早明浦ダム湖にかかる町と村が管理する長大橋において、道路法に基づく点検の結果、早急に修繕が必要とされた橋梁が速やかに修繕されるよう、町と村を支援するものです。こちらについても、令和 7 年度、8 年度に実施する長大橋の修繕工事に対し、工事が完了した翌年度に交付金を交付するため、債務負担を設定するものです。

3 つ目の国道493号道路改築費から、10ページの最下段、国道194号土砂災害対策道路事業費までの11件については、橋梁などの大規模工事や、渇水期における河川内工事等について、適正な工期を確保するため債務負担を設定するものです。

令和 7 年度当初予算の説明は、以上です。

続いて、令和 6 年度補正予算について御説明いたします。11ページを御覧ください。歳入については、国の防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策、補正予算の内示差などに対応するため、国庫補助金や県債などを減額するもので、その合計額は12ページにありますように、48億2,687万9,000円の減額となります。

次に歳出です。13ページを御覧ください。1 目道路橋梁管理費の右の説明欄、1 道路橋梁総務費の沈下橋修繕事業費交付金については、市町村事業における入札差金などに伴い減額するものです。

2 道路維持管理費の照明設備改修委託料、3 渡船費の運航等委託料については、入札差金に伴い減額するものです。

4 道路改良費と、14ページにあります、2 つ目の道路橋梁改良費の 1 道路改築費から 6 国直轄道路事業費負担金については、国の内示差等に対応するためのものです。

以上、歳出の合計は、15ページにありますとおり、380億9,395万8,000円となり、補正前と比較して、49億2,366万9,000円の減額となります。

16ページを御覧ください。繰越明許費について御説明いたします。繰越明許費については、12月議会までも御承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加変更をお願いするものです。

まず、追加についてです。1 目道路橋梁管理費の道路橋梁総務費は、沈下橋修繕事業費交付金における市町村工事の遅延のため、293万円を繰越明許費としてお願いするものです。

2 目道路橋梁改良費の無電柱化推進事業費は、関係者との調整に日時を要したため、1,884万8,000円を繰越明許費としてお願いするものです。

17ページを御覧ください。変更についてです。1 目道路橋梁管理費の道路改良費は、県

道安田東洋線ほか15件において、測量に伴う土地の立入りについて、権利者との調整に日時を要したことなどにより、12億6,858万9,000円に変更をお願いするものです。

高規格道路等建設促進事業費は、高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業費補助金における市町村工事の遅延により、2億4,063万2,000円に変更をお願いするものです。

2目道路橋梁改良費の道路改築費は、国道493号において、国の補正予算の内示差に対応するため、23億4,659万8,000円に変更をお願いするものです。

社会資本整備総合交付金事業費は、県道大方大正線ほか2件において、関係機関との調整に日時を要したことなどにより、14億9,004万3,000円に変更をお願いするものです。

防災・安全交付金事業費は、国道197号ほか15件において、計画調整等に日時を要したことや、国の補正予算の内示差に対応するため、151億7,897万円に変更をお願いするものです。

道路メンテナンス事業費は、トンネル修繕ほか16件において、地元との調整等に日時を要したことや、国の補正予算の内示差に対応するため、45億3,001万8,000円に変更をお願いするものです。

土砂災害対策道路事業費は、国道194号において工法協議に日時を要したため、4億7,517万8,000円に変更をお願いするものです。

道路交通安全施設等整備事業費は、県道龍河洞公園線ほか2件において、工事の施工に伴う排水処理について、地元との調整に日時を要したことなどにより、13億5,486万7,000円に変更をお願いするものです。

令和6年度補正予算の説明は以上です。

最後に、条例その他議案について御説明いたします。18ページを御覧ください。第69号、県道の路線の認定に関する議案についてです。

参考資料で御説明いたしますので、19ページを御覧ください。参考資料の位置図の中央の赤い点線でお示ししている区間が今回認定する区間で、起点は安田町安田の国道55号、終点は安田町東島の、仮称安田インターチェンジです。

路線認定の理由は、阿南安芸自動車道の安田安芸間が令和4年度に、奈半利安田間が令和6年度に事業化となり、インターチェンジへのアクセス道路を県道として整備する必要があるため、路線を認定するものです。

以上で、道路課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎上治委員 令和6年度事業の繰越事業あるいは、当初予算で組んでいる事業の発注計画は立てられておられると思うんですけども、その公表はやるんですか。

◎中村道路課長 年度が変わってからになります。発注見通しの公表をしています。補正予算についても、補正予算の箇所付け後に公表させていただいているところです。

◎上治委員 これだけ多くの事業があることは大変いいことでもあるし、県内の事業者にとったら、発注計画を早めに出していただいたら、それぞれの体力に応じて、しっかりした雇用もでき、計画もできるので、その辺はしっかりとしていただきたい。それから、大きい災害が来たらこれに上乗せをして、ふだんの生活のために早く災害対応はやらないといけないので、早めの発注をしながら順調に進めていただきたいと思うんですが、その辺は各事務所との連携はどうですか。

◎中村道路課長 当課でも各事務所とも、事業の予定等もヒアリングもさせていただいておりますし、事業が遅れていないかどうかということについても、適宜ヒアリングもさせていただきながら、予算の執行状況も定期的に確認して、未契約繰越しないようにするなどの取組はしております。引き続き事務所と調整をしながら、円滑に事業が進むように取り組んでまいります。

◎樋口委員 東部道の芸西までの一挙貫通は、住民の方も、皆さんにいろいろと感謝していますし、県議会の皆さんにもいろいろと感謝しています。やはり道路課長は県庁の中でも幸せな課長だと思いますよ。どうしてかということ、非常に地味で苦しい仕事がいっぱいあるんです。例えば用地とか河川は、意外と難しい中、住民にすれば完成して当然なんですけど、道路の場合は、道路課がやってくれたと、よくなるんですわ。非常に道路課長は幸せな立場におると思います。この前、北川道路が完成して、そこには相当金が要りましたわね。そのお金をつくるために、ほかの土木事務所からかき集めたのですか。

◎中村道路課長 北川道路につきましては、8の字ネットワークを構成する道路ということもありまして、別枠的な予算を確保しております。北川道路の大規模構造物をやるために、ほかの事務所の予算を減らしたということはしていません。

◎樋口委員 この前、安芸土木事務所へ行って、数字を見たら、6年度の安芸の1.5車線の道路整備の予算が減っているんで、どうしてかと聞いたら、予算は北川道路へ集中したので、全般的に減っていますと言われたけど、それは間違い。

◎中村道路課長 1.5車線の道路整備につきましては、これまでも毎年30億円程度は予算確保するように取り組んでおりまして、北川道路に重点投資するためにその予算総額を減らして、1.5車線の道路整備を先送りするということはしていません。

◎樋口委員 間違うたかもわからんですね。聞き間違いか、所長の言うたのが間違いがということ。もう1点、1.5車線の道路がスタートしたときは、当初のり面が理想的な形やなかったも、とにかく5メートル道を延伸することでやってきたが、僕がしばらく冬眠中なんです、のり面を相当1.5車線の道路整備の金でつついて、道路自体の延長は大分少なくなっているという状態ですが、県は方針を変えたんですか。

◎中村道路課長 1.5車線の道路整備は、少ない予算で走りやすい道路をできるだけ早く造って、県民の満足度を上げていこうという取組ですので、その方針自体は変わっておりま

せん。ただ、それぞれの箇所において、のり面に落石の要対策箇所があるといった場合にはその対策もあわせて実施していくこともあります。それぞれの現場ごとで状況も変わってまいりますので、一概に道路自体の延長をやめたということはありません。

◎樋口委員 一概にじゃなくて、基本的にどうするかなんです。少々のことはまた後ですので、どんどん5メートル道を延伸していく方針やったと思うんですが。先ほどあなたの言ったことでは、場所場所によって違うと言ったけど、それは当然の話です。そんな難しい場所に何億も金をかけるより、住民は、どんどん延伸してもらいたい気持ちがほとんどだと思います。それをなんで、のり面に何億もかけて、1.5車線の道路を延伸しなかったかと聞かれば、何て答えます。

◎中村道路課長 整備する箇所につきましては、地元の皆様のお声も聞きながら検討、優先すると言いますか、着手する箇所も決めておりますので、その箇所については、地元の意見を聞く中で、そうしたところがあるのかとは推察をしております。

◎横地土木部長 補足をすると、恐らく1.5車線の道路整備の方針自体が変わっているわけではないと思います。ただ、残っているところがなぜ残ったかというところ、地形が急峻でなかなか手がつけづらかったところが残っていると思います。そういったところに同じ方針で道路整備をしようとしても、もともと地形が急峻だから、議員がお感じになられたように、のり面を相当いじっているというふうに御覧になられているのではないのかと想像いたします。

◎樋口委員 残念ながらね、それは違うんです。僕は自分の地元は知ってますので。そのすぐ隣の、ほとんどのり面に金をかけなくてもいい道路を、来年度からやってくれることになっているんですが、金をかけなくても長く延びる1.5車線の道路をせずに、のり面を優先するのは、やはり部長の理屈が違いますよ。多分、部長は、現場のことは分かるわけではないですから。一般論で言えばそのとおりと思うんですが、実は僕の言ってるような具体的な話があるわけです。部長の言うことは間違いありませんけど、現場で見たらそのような現状があったから言ったんです。ほんで、それはどちらを判断するかと言ったら、住民の声と言ったんで、すぐ分かる。住民の声とは違いますよ。ここでこんなこと言っても仕方ないから、要するに基本的な方針は変わっていないということで頭に入れちゃっていいですかね。

◎中村道路課長 そのとおりです。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、道路課を終わります。

〈都市計画課〉

◎土森委員長 次に、都市計画課の説明を求めます。

◎中西都市計画課長 都市計画課の令和7年度当初予算及び令和6年度補正予算について

御説明いたします。

最初に、令和7年度当初予算についてです。1ページを御覧ください。歳入予算です。

まず、7款分担金及び負担金は、県単独事業や、国の交付金事業で行う街路事業に対する関係市からの負担金です。

次に、8款使用料及び手数料は、屋外広告物の許可申請や業者登録に係る手数料、開発や盛土等の許可申請に係る手数料です。

9款国庫支出金は、街路事業や三次元都市モデル整備、盛土基礎調査、市町村事業の指導監督などに対する国からの交付金等です。

2ページを御覧ください。14款諸収入は、主に都市計画基礎調査の経費に対する関係市町村からの負担金などです。

15款県債は、街路事業の財源に充当するものです。

以上、歳入予算の合計は、11億4,505万3,000円です。

次に、歳出予算についてです。3ページを御覧ください。右の説明欄に記載されている順に主なものについて御説明いたします。

1目都市計画費の1都市計画策定費は、都市計画審議会の運営経費や調査等委託料、三次元都市モデル整備、都市計画協会など関係団体に対する負担金などです。その中でも、下から2行目の三次元都市モデル整備等業務委託料は、現実世界と同様の空間をデジタルの仮想空間として再現する三次元都市モデルを、高知市など津波浸水区域を含む市街地部において整備するための経費です。なお、作成後は、防災分野やまちづくり分野など、他分野での活用を促すため、県のホームページ上で公表を行います。

4ページを御覧ください。3行目の都市計画規制費の2つ下にあります、盛土基礎調査委託料は、既存の盛土等について、応急対策の必要性の有無や安全性を把握する優先度の調査を行うものです。

その下の、盛土等情報管理システム構築委託料は、県内で許可、届出を行った盛土等及び既存の盛土等に関わる情報を一元管理し、市町村との情報共有や住民への情報発信に活用するためのシステムを構築するための経費です。

なお、盛土規制法に伴う規制区域の指定につきましては、昨年7月末に規制区域の案を公表し、9月に意見公募、その後、市町村長への意見聴取を行い、区域案の同意を得ましたことから、本年4月1日に区域指定、規制開始を行う予定としております。

次の、3都市施設管理費の2つ下にあります実施設計委託料は、県が管理するJR高知駅の大屋根において、照明をLED化するための実施設計を行う経費です。

4ページ最下段から5ページにかけての、2目都市整備費の1屋外広告物等指導規制費は、屋外広告物行政推進のための屋外広告物審議会の運営に要する経費や、屋外広告物の調査、指導、啓発等に要する経費です。

次の、2都市計画街路単独事業費は、国の交付金事業と一体となって、高知南国線など6路線の整備を行うものです。

最下段の3目都市施設整備費の1都市計画街路事業費は、国の交付金を活用し、旭駅城山町線など5路線の整備を行うものです。

6ページを御覧ください。以上、令和7年度の歳出予算の合計は、12億7,697万3,000円で、前年度と比較しますと、10億7,716万円の減となっております。主な要因といたしましては、本年度はりまや町一宮線はりまや工区の4車線化整備や、朝倉駅針木線中工区の国立病院前付近の整備が完了することによるものです。

次に、債務負担行為について御説明いたします。8ページを御覧ください。事項欄上段の盛土等情報管理システム構築委託料につきましては、電子システム化に際し、運用保守を含めた契約とするため、令和7年度から令和11年度までの債務負担行為として、3,277万7,000円をお願いするものです。

下段の都市計画道路旭駅城山町線都市計画街路事業費（旭町工区）につきましては、電線共同溝工事におきまして、工期が16か月程度必要であることから、令和7年度から令和8年度までの債務負担行為として、3億円をお願いするものです。

続きまして、令和6年度補正予算について御説明いたします。9ページを御覧ください。歳入予算です。

7款分担金及び負担金、9款国庫支出金及び15款県債につきましては、国の公共事業の内示差及び国の経済対策補正予算に対応するものです。

8款使用料及び手数料につきましては、開発許可の手引書改定委託料の減によるものです。

14款諸収入につきましては、主に行政代執行に係る経費の減によるものです。詳細につきましては、歳出予算で御説明いたします。

11ページを御覧ください。歳出予算です。1目都市計画費の右側の説明欄にある、1都市計画策定費は、入札残による減額及び国補正予算に対応し増額するものです。

2都市計画規制費は、盛土基礎調査委託料を国の内示差などにより減額するものです。

12ページを御覧ください。2目都市整備費の1都市計画街路関連事業費は、南国駅前線の行政代執行に関わる経費が、当初の見込みを下回ったことにより減額するものです。

4行下の2都市計画街路単独事業費は、国の内示差などに対応するため、1億7,069万4,000円を減額するものです。

以上のことから、歳出予算は1億8,435万8,000円の減額となり、補正後の予算額は23億2,842万6,000円となっております。

次に、繰越明許費について御説明いたします。14ページを御覧ください。繰越明許費につきましては、9月議会でも議決をいただいておりますが、その後の状況の変化により追

加及び変更をお願いするものです。

1 目都市計画費の都市計画策定費は、三次元都市モデル整備の国補正予算に対応するため、1,000万円の繰越明許費をお願いするものです。

都市計画規制費は、盛土基礎調査において、関係機関からの資料収集等に不測の日数を要しましたことから、2,682万円の繰越明許費をお願いするものです。

次に、変更です。2 目都市整備費の都市計画街路単独事業費は、高知駅秦南町線において、事後補償調査の日程調整に不測の日数を要しましたことから、4 億7,622万6,000円に変更をお願いするものです。

都市計画課からの説明は以上です。

◎土森委員長 質疑を行います。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、都市計画課を終わります。

〈公園上下水道課〉

◎土森委員長 次に、公園上下水道課の説明を求めます。

◎坂本公園上下水道課長 公園上下水道課の令和7年度当初予算、令和6年度補正予算及び条例その他議案について、御説明をいたします。

最初に、一般会計の令和7年度当初予算について御説明いたします。1 ページを御覧ください。歳入予算です。

まず、7 款分担金及び負担金は、都市公園施設の改修に係る関係市町からの負担金です。

次に、8 款使用料及び手数料は、公園施設の使用料や浄化槽保守点検業者登録などに係る手数料です。

9 款国庫支出金は、次の2 ページにありますとおり、公園事業や下水道事業を行うための、国からの社会資本整備総合交付金や、市町村の団体へ農業集落排水事業を行うための国からの農村整備事業補助金などです。

15 款県債は、次の3 ページにありますとおり、都市公園整備事業の財源に充当するものです。

以上、一般会計歳入予算の合計は、14億9,871万1,000円です。

次に、歳出予算について御説明をいたします。5 ページを御覧ください。4 目公園費の主なものについて、右の説明欄に記載されている順に御説明をいたします。

1 都市公園管理費は、池公園ほか10の公園と1 施設の管理に要する経費です。そのうち、指定管理者制度による管理運営委託料は、池公園から室戸体育館の管理運営委託料までの7 施設です。

その下の管理等委託料は、県が直接管理をする安芸広域公園など6 つの公園で、除草や

清掃などに要する経費です。

下から3行目、2都市公園単独事業費は、都市公園施設等の修繕等に要する経費として、室戸体育館の耐震改修や、のいち動物公園の展示施設の暑熱対策の設計、土佐西南大規模公園（中村地区）の遊具の修繕などを行うものです。

3都市公園事業費は、国の交付金を活用して都市公園施設の整備や老朽化対策に要する経費です。主な整備内容は、春野総合運動公園の屋内運動場の整備や、大アリーナの屋根の改修、高知空港緑の広場の多目的広場の排水設計、土佐西南大規模公園とまろっとのキャビンサイトの建て替えなどを予定をしております。

6ページを御覧ください。5目上下水道費の1人件費は、上水道担当職員2名分の給与等に係る費用です。

3行目の2上水道対策事業費のうち、4行下の災害時応急給水体制整備事業費補助金は、災害時の飲料水確保のため、応急給水の事前対策として、給水車や給水用資器材を導入する市町村を支援する補助金で、13市町へ補助する予定です。

次の、水道施設耐震化推進交付金は、上水道の配水池の耐震化を推進するもので、1市へ交付する予定です。

下から4行目、4団体営農業集落排水事業費は、農村の公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、市町村が管理する処理施設の修繕計画や、工事に対して補助を行うものです。

7ページを御覧ください。上から4行目の、6浄化槽設置管理推進事業費の4つ目、浄化槽設置整備事業費補助金は、浄化槽の設置者に補助を行う市町村に対し、国の補助とあわせて県も補助を行うものです。

7生活排水処理構想推進事業費の調査等委託料は、令和4年度に策定した汚水処理広域化・共同化計画の推進のための詳細設計を行うものです。

下から2行目、9流域別下水道整備総合計画策定事業費の計画策定委託料は、先ほどの汚水処理広域化・共同化計画に基づいて、下水処理場を高須浄化センターへ集約することにより、浦戸湾へ流入する処理水の負荷量が変更となることから、浦戸湾流域別下水道整備総合計画の見直しを行うものです。

8ページを御覧ください。10流域下水道事業費は、公営企業会計である流域下水道事業会計の予算を、給与等集中管理特別会計や用品等調達特別会計へ振り替えて支出するためのものです。

11流域下水道事業会計支出金は、浦戸湾東部流域下水道事業における県債の元利償還金などの財源として、公営企業会計に繰り出しするものです。

以上、一般会計歳出予算の合計は、30億4,564万5,000円となっており、昨年度に比べ1億9,710万6,000円の減となっております。

主な要因といたしまして、上水道対策事業費の生活基盤施設耐震化等交付金が、昨年度までは国から県を経由して市町村へ間接補助を行っておりましたが、令和7年度から国が市町村へ直接補助を行う防災・安全交付金へ移行したことにより、県予算への計上が必要となったことが大きな要因となっております。

9ページを御覧ください。債務負担行為について御説明させていただきます。事項欄、上段の春野総合運動公園いこいの広場整備事業費は、子供の能力や特性、背景などにかかわらず、みんなで遊べる遊具、いわゆるインクルーシブ遊具を整備するもので、令和7年度から令和8年度までの債務負担行為として、2,100万円をお願いするものです。

下段の、室戸広域公園野球場改修事業費は、平成11年に供用開始した野球場メインスタンドの防水塗装等を行うものとして、4,137万円をお願いするものです。

続きまして、流域下水道事業会計当初予算について御説明をいたします。10ページを御覧ください。第20号議案、令和7年度高知県流域下水道事業会計予算です。第1条の総則から第10条の他会計からの補助金までの10条で構成されておりますので、順番に御説明をいたします。

第2条には、高須浄化センターの年間処理水量として792万立方メートル余りを見込むなど、令和7年度における業務の予定量を示しております。

第3条は収益的収入及び支出、そして11ページに移りまして第4条、資本的収入及び支出、第5条、債務負担行為につきましては、次のページ以降で説明いたします。

12ページを御覧ください。4 予算内容の説明です。まず、第3条、収益的収入及び支出の収入の第1款流域下水道事業収益の予定額は、18億4,365万9,000円です。

第1項営業収益、8億4,297万8,000円は、流域下水道の運営に要する費用を、関係3市に配水量に応じて負担していただくものです。

第2項営業外収益の6目その他営業外収益、1億21万9,000円は、消化ガス発電事業におけるガス売却益、9,900万円余りと、関連する土地の使用料を計上しております。

13ページを御覧ください。収益的支出は、流域下水道の維持管理を行うための経費を計上しております。第1款流域下水道事業費用の予定額は20億907万1,000円です。

第1項営業費用のうち、1目処理場費の主なものといたしまして、節区分の中ほど、委託料に、高須浄化センターの運転管理委託に要する経費など、7億8,578万3,000円を計上しております。

14ページを御覧ください。2目総係費の主なものといたしまして、節区分の一番下補助交付金に、高須浄化センターへP P A方式による太陽光発電設備等を導入する事業者に対し、その費用の一部を補助するため、1億1,000万円を計上しております。なお、太陽光発電導入の事業者については、6社より企画提案があり、2月14日に開催しました、浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター太陽光発電P P A事業者プロポーザル審査委員会によ

り、大和リース株式会社高知営業所を優先候補者に決定いたしました。今後、契約締結に向けて手続を進めてまいります。

また、この太陽光発電設備の導入により、既に実施している消化ガス発電と合わせた総エネルギー量が、高須浄化センターで汚水処理などで消費するエネルギー量を上回る見込みとなり、全国7例目となるカーボンニュートラルモデル処理場として、国の登録を受けることになりましたので、御報告いたします。

3目減価償却費、7億7,627万3,000円は、高須浄化センターの各施設における令和7年度分の固定資産の減価償却費です。

15ページを御覧ください。第3項特別損失のうち、1目固定資産譲渡損は、高須浄化センターの土地の一部を、動物愛護センターの建設として一般会計に無償譲渡するため、譲渡する土地の帳簿価格、1億9,817万5,000円を計上しております。

3条収益的収入及び支出について、主なものは以上です。

16ページを御覧ください。第4条の資本的収入及び支出の収入です。

第1款資本的収入の予定額は、6億7,659万2,000円です。

第1項企業債は、建設改良の財源に充当する下水道事業債です。

第2項他会計補助金は、企業債償還元金に充当する一般会計からの繰入金です。

第3項建設費負担金は、流域下水道の整備に係る関係3市からの負担金です。

第4項国庫補助金は、同じく流域下水道の整備に係る国の交付金です。

17ページを御覧ください。支出予算です。第1項資本的支出の予定額は、6億7,794万4,000円です。

第1項建設改良費の主なものは、高須浄化センターの汚泥貯留設備や搬出設備の改築工事等に要する経費で、日本下水道事業団への委託などとなっております。

第3項企業債償還元金は、事業に充てた過年度の起債の償還に係る経費を計上しております。

18ページを御覧ください。第5条の債務負担行為です。上の表は、当議会で新たにお諮りする工事等に関する債務負担行為です。高須浄化センターの汚泥搬出設備や汚泥貯留搬出設備電気設備など、2件の改築工事の経費を債務負担行為としてお願いをするものです。

下の表は、既に議決をいただいております過年度分の債務負担行為で、高須浄化センター運転管理委託業務と、公営企業会計システム運用保守委託料の当該年度以降の支出予定です。

19ページを御覧ください。第6条企業債です。企業債は流域下水道事業費の財源に充当する下水道事業債の限度額などです。第7条は一時借入金の限度額、第8条は経費の流用ができる予算科目をそれぞれ定めております。

20ページを御覧ください。第9条には議会の議決がなければ流用できない経費を、第10

条の他会計からの補助金には、一般会計からの繰入金の総額です。

当初予算につきましては、以上です。

続きまして、令和6年度の一般会計補正予算について御説明をいたします。21ページを御覧ください。歳入予算です。7款分担金及び負担金及び9款国庫支出金、15款県債につきましては、国の公共事業の内示差補正等に対応するものです。

22ページを御覧ください。歳出予算です。8目薬務衛生費の右の説明欄1水道対策事業費の生活基盤施設耐震化等交付金は、国の内示差補正に対応するものです。

4目公園費の右端説明欄のうち、2都市公園事業費は、国の経済対策に伴う内示差補正に対応するものです。

23ページを御覧ください。5目下水道費の、右の説明欄1団体営農業集落排水事業費は、国の内示差補正によるもので、2浄化槽設置管理推進事業費は、設置基数の減少によるものです。

3流域下水道事業会計支出金は、動物愛護センターへの土地の所管替えに係る都市計画決定の変更について、流域下水道事業会計で手続を行うため、その費用を繰出金として予算計上していましたが、健康政策部からの予算の配当替えにより実施することに伴い、減額を行うものです。

以上のことから歳出予算の補正額は、4億3,341万8,000円の減額となり、補正後の予算額は合計で32億647万6,000円となっております。

次に、繰越明許費について御説明をいたします。24ページを御覧ください。繰越明許費につきましては、12月議会でも議決をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加及び変更をお願いするものです。

追加の8目薬務衛生費の水道対策事業費は、市町村事業の遅延に伴い、880万円の繰越明許費をお願いするものです。

4目公園費の都市公園管理費は、室戸体育館のコインシャワーの修繕方法の検討に日数を要したことなどから、652万9,000円の繰越明許費をお願いするものです。

5目下水道費の生活排水処理構想推進事業費は、広域化・共同化の詳細検討に当たり、関係市町などとの調整に日数を要したことなどから、400万円の繰越明許費を、流域下水道事業会計支出金は、繰り出し先である流域下水道事業において、資材の入手遅延により事業の繰越しを行うため、その経費の一部を負担している支出金、1億5,383万9,000円について、繰越明許費をお願いするものです。

25ページを御覧ください。4目公園費の都市公園単独事業費は、土佐西南大規模公園体育館の屋根修繕工事において、施設利用の調整に日数を要したことなどから、既に議決いただきました額と合わせまして、5億2,466万2,000円の繰越明許費をお願いするものです。

都市公園事業費は、春野総合運動公園屋内運動場の整備に当たり、利用者との使用の調

整に時間を要したことなどから、既に議決いただきました額と合わせまして、6億6,876万6,000円の繰越明許費をお願いするものです。

26ページを御覧ください。債務負担行為の変更について、御説明いたします。

水道施設耐震化推進交付金は、市町村事業の遅延に伴い、債務負担行為の期間の延長をお願いするものです。

続きまして、流域下水道事業会計の補正予算について御説明いたします。27ページを御覧ください。収益的収入及び支出です。上段、収益的収入の第1項営業収益の1億1,141万1,000円の減額は、令和5年度分の、関係3市の負担金の精算を行ったことによるものです。

次に、第2項営業外収益の、404万8,000円の減額は、先ほど一般会計のほうで御説明いたしました、動物愛護センターへの土地の所管替えに係る都市計画決定の変更に伴う費用に対して、一般会計からの繰入金を計上しておりました予算を減額するものです。

次に、下段の収益的支出です。第1項営業費用の委託料、3,235万9,000円の減額は、汚泥消化施設の稼働により汚泥の減量化を図れたことから、産業廃棄物処理委託料が減額となったものです。

工事請負費、2,000万円の減額は、高須浄化センターの送風機分解整備工事等の入札残などによるものです。

28ページを御覧ください。資本的収入及び支出です。上段、1資本的収入は、下段、1資本的支出の減額補正に伴うもので、資本的支出の財源となる企業債と一般会計補助金、関係3市からの建設負担金、国庫補助金などを減額するものです。

下段の、1資本的支出の第1項建設改良費、5,586万円の減額は、国の内示差補正等に対応するものです。

流域下水道事業会計の補正予算につきましては、以上です。

続きまして、条例その他議案について御説明いたします。29ページを御覧ください。第53号議案、高知県浄化槽保守点検者の登録に関する条例の一部改正に関する議案です。参考資料にて御説明いたします。30ページを御覧ください。

浄化槽は浄化槽法により保守点検を行わなければならない、その保守点検を行うに当たっては、県に登録された浄化槽管理士によって保守点検が行われなければなりません。この条例につきましては、県内で、浄化槽管理士の資格を持たない者が浄化槽を保守点検していることが問題となり、業界団体から要望を受けまして、浄化槽管理士が保守点検を行う際には、身分証を着用して保守点検を行うよう義務化するということを本条例で、平成18年度に規定したものです。

この身分証ですが、資料の右上にありますように、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルのマイナンバーカードとほぼ同じサイズのプラスチック製で、表面には本人の顔

写真入りや、浄化槽管理士としての登録番号などが記載されています。また裏面には保守点検業者、会社としての登録番号などが記載されています。

今回の改正内容ですが、この身分証を交付するに当たっては、申請者が身分証の交付手数料を県に納付していただくことになりますが、その身分証を作成する費用が近年の物価高騰により上昇しておりますので、それらを踏まえまして身分証の交付手数料を、2,620円から3,080円へ改定を行うものであります。施行期日は令和7年4月1日を予定をしております。

以上で、公園上下水道課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 7ページの浄化槽設置管理推進事業費の、浄化槽設置整備事業費補助金で、1億近い予算が組まれていますけれども、合併処理浄化槽を普及するために組んだ補助金だと思うんですが、水質保全を図るということで、相当前から国もかなり肝煎りでやってきたんですけれども、現在の高知県全体の設置状況はどうなっていますか。

◎坂本公園上下水道課長 令和7年度予算で、823基を予定をしております。6年度も大体800基から900基あたりの基数で推移をしているところです。

◎橋本委員 オファーに対して、こういう予算措置をしているということだと思います。状況を知りたいんですけれども、単独処理浄化槽と、下水道を使ってるもの、それから合併処理浄化槽の3つの割合はどうなっていますか。

◎坂本公園上下水道課長 県下で下水道の割合が41.9%で、合併浄化槽が33.5%です。単独は100から引かなければなりません。

◎橋本委員 何を言いたいかというと、基本的には水質保全を図るためには、単独処理浄化槽ではBODの除去率が低いわけです。くみ取り式はそのままくみ取って、し尿処理場できちっと処理されますし、合併処理浄化槽については90%以上の除去率があるわけですよ。下水についてもそういう状態がある。問題なのが水質汚染をしているのは、単独処理浄化槽なわけですよ。この間私も質問したんですけれども、水質保全をするために、そういうところをピンポイントで変えようやと、合併処理浄化槽に変えてもらおうやという話をしたと思うんですけれども、その取組状況はどうですか。

◎坂本公園上下水道課長 昨年度から浄化槽関係の関係者、県、高知市も含めて、法定協議会を開催しております。特定既存単独処理浄化槽という、あんまりよくない浄化槽もありますので、会の中でそういう浄化槽についてどういうふうに取り組んでいくか議論をしています。また、県においても啓発活動を年に数日実施しています。法定協議会の議論の前提として台帳整理もできますので、そこもしっかりやりながら、まだ全容が把握できてないところがありますので、並行して協議会の中で取り組むようにしております。

◎橋本委員 排せつ物だけではなくて、その他の例えば炊事したときに出る排水や、洗濯

排水などが、全て水質汚染のもとになっているわけですよ。単独については、そのまま垂れ流しになっているので、そこをしっかりとやっていかなければ、水質保全はできない。まだ25%ぐらいが、そういう状況にあるのではないかと考えられますので、そういうことについても、しっかりと向き合っていかなければなりませんよという話を、ずっとしているんですけれども、ぜひとも実効性のある取組にしていただけるように、お願いをしたいと思います。

◎坂本公園上下水道課長 単独は引き算をしたら15%になります。そういうことについては、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

◎中根委員 予算ではないのですが、よろしいでしょうか。五台山公園のP a r k－P F Iのことですが、この間、新たな進展がいろいろあって、プロポーザルで管理を請け負った方たちの土台が随分変わってきたと思います。3社が一緒になって合同で請け負ってくださったけれども、2社が撤退をされた。P a r k－P F Iは、全国で成功している事例もあるけれども、人口が少なく、交流人口が少ない地域でP a r k－P F Iを成り立たせるのは至難の業です。そういうことも一生懸命考えて、受託をされたけれども、結果的にいろんなものの高騰などで、本来であれば4月からもうその建物が出来ているはずが、これからという話になっています。私が心配しているのは、土台が変わってしまったのに、修正はするんでしょうけど、そのままプロポーザルの中身を請け負った形で、そういう修正が県の事業として成り立つのか、この間どんな話合いをされてきたのかお聞きしたいんですが。

◎坂本公園上下水道課長 先日、3月11日に、正式に今請け負っている株式会社みんぷろの役員の変更がございました。実質1社だけで取り組んでいくことになっております。その1社に対してどうかというのは、最初の公募を受けたときに、それぞれ3社に対して、高知県中小企業診断協会に財務状況を診断していただいております、1社でも、財務状況は大丈夫で、3社になればよりよいという診断でしたので、今回1社になったんですけれども、そこはやれると判断しております。今後、役員が変更になって、新たなみんぷろというところが、また来年度の春の開園へ向けて取り組んでいく形になっています。

◎中根委員 その間、ずっと取組が遅れているということは御承知だったんですか。その間のやり取りは何かあったんですか。

◎坂本公園上下水道課長 令和5年9月29日に実施協定を結んでますので、そこからは基本的に展望台については、民間事業者で設計をして、工事をして、オープンにこぎ着けるというところがあります。その中で令和6年になって、設計をしたものの、物価高騰により、中身を検討するということがありましたので、そこについて事業者がどう精査するかは、我々が手を出すことができないので、精査については民間事業者で何とかやれるように頑張っていたいたということになっています。

◎中根委員 うまくいけばいいというだけでなく、プロポーザルをかけて選定をしたが、その土台のところが変わってしまった場合に、これまで県がどういう対応をとってきたか。そういうケースはあんまりないんですか。

◎坂本公園上下水道課長 今回、四国で初めてのP a r k－P F Iですけども、土台といますか、公募した内容から今回変わっておりません。公募したときの設計を精査したら、いろいろ材料が多かったり、その材料の物価が高騰しているということで、もともと公募をしたときのコンセプトは変えずに、これから開始することになるので、土台は特に変わったことにはなっていません。会社の役員は変わっていますが、みんぷろという会社はそのままです。

◎中根委員 本当に例がないような中で手を挙げて、受託をして、プロポーザルをかけて、業者の方たちは一生懸命考えてくださって、オーケーをしてもらったがその中の2社が引かれたということは、1社でも大丈夫って言うけれども、その1社が全てかぶった形で、これから運営をしていくことになるわけですよね。そんなときに、これまでの条件で本当にお願いしていいのかどうか、そういうことも含めて、県がもう一度考え直すべきではないか。もう一度しっかりとした議論をお互いにして、それでお願いするならお願いすると、そういうしっかりとした話し合いが必要ではないか。受けたもののこれから先、資材の高騰だけではなくて、いろんな災害があるかもしれないときに、みんぷろだけがかぶって、あとは県は知りませんということにならないような条件も含めて、もう一度考える必要があるのではないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

◎坂本公園上下水道課長 改めてその1社の、今の計画で出てきた20年間の財務、支出の表を見ても運営ができるとは思っています。県は展望台の部分については、主にみんぷろさんにやってもらうんですけども、三ノ台から五ノ台に行く、旧鹿園ののり面などの周辺の環境は県で整備をしますし、みんぷろから相談があったら協議もしています。そういう連携をしながら取り組んでいるところです。

◎中根委員 それは当然だと思うんですけど、今後またいろいろあったときに、しっかりと県が寄り添って、P F Iというのはそういうふうになってないんですよね。収益を上げて。公園の整備もやりますっておっしゃるけれども、公園の整備のその周りは、みんぷろがやるということになってますよね。いいところ取りではなくて、今、資材の高騰だけでこういう状況になってるわけですから、もう一度契約そのものを見直すような視点を持ったほうがいいんじゃないかなと思ってるんですけども、そういう議論は全くないですか。

◎坂本公園上下水道課長 みんぷろとも確認しましたが、来月から工事を着工する意思もあります。20年間の収支を見ても問題ないので、やるという意思表示も確認しております。一日も早く開園できるように、県としても応援していきたいと思っております。

◎中根委員 責任感もおありだろうし、やると言ったらやらなくてはという思いはとても

強いと思うんです。ただ、P a r k－P F Iは、そういう中身ではないので、県として、お任せしっ放しにしないという約束事を交わすような何かが要るのではないかな。そうでないと、あまりにも大きなものを、みんぷろさんに背負わすことになるのではないかなという心配からの発言です。今日だけでは答えは出ないと思いますけれども、県として初めて導入するものだからこそ、ここで大きな変化があったわけで、その変化について、同じ状況で大丈夫ですと言うのではなくて、何かすべきことはないのか、もう一度考えないといけないのではないかなと思って、御検討いただきたいという要請です。

◎大野土木部副部長 公募の条件の中には、リスク分担として、物価高騰によるリスクは誰がかぶりますかというのも明示してございます。そんなことを踏まえて、手が挙がっています。そして、2社について、財務状況や、提案の内容、五台山の活性化につながるのかということを踏まえて委員会で審査した上で、みんぷろさんに決定しております。その当時に決めた条件を、物価高騰が想定以上だからということで、県からすり寄って、補助金を出すようなことをすれば、当時の初めの条件から一気に変わってしまいますし、そうするのであれば、これは御破算にしないではいけません。ただ、いま受けてるみんぷろさんが、時間がちょっとかかってきますけれどもやりたい意思表示をしている以上、県から無理ではないかなという言い方をすることは考えておりません。もちろん話は聞くべきことは聞いていきたいですし、条件の中以外の部分で、寄り添えるところは寄り添って行って、頑張りたいと考えています。

◎橋本委員 御説明はよく分かるような気がします。最初の立てつけが間違ってたなら、そのことそのものがおかしくなるということもよく分かります。ただ、物価スライドがこれだけ厳しい状況ですので、そこはまた事業者に寄り添った考え方もあっていいと思います。ただ、PPP、PPF、PFIというのは、1つの民間活力を利用してある一定行政の持っているものをソーシングしていくというような考え方ですので、その根底にあるのは、できるだけ民間の力を利用して、行政の経費を節約していきたいという考え方があると思います。指定管理もそれと同じだと思います。だからそういうことに対してはしっかり基本は持っていないと駄目だなと思います。

◎樋口委員 僕はちょっと違うんですが、民間がやると言ったら、そこまで県がぎっちりお助けしましょうかと言う必要はないと思う。というのは、それをしよったら今度は県民サイドに立った県じゃなくなりますよ。やっぱり税金つぎ込まないかんなるから。それが1つ。

ほんでもう1つ。この前私が質問で聞いた紅葉の森づくりですね。あれは、約束をして、公文書の設計図まで出しちゃったらよね、やるべきじゃないかと言ったんですが、妙に答弁が分からなかったけど、公文書まで出てるんだったらすべきじゃないですか。どう思います。

◎坂本公園上下水道課長 議員がおっしゃられてるのは、23年とか25年度に図面みたいな形で、これをやりましょうかということだと思うんですが、その当時の図面と、現地を確認させてもらったんですけれども、おおむねその当時の図面の樹木というのがありました。議員のおっしゃられる当時の土木の図面がちょっと分かりませんが、当時の計画は、ほぼ現地でできているというような認識です。

◎樋口委員 時間取るき、また改めて。

◎依光副委員長 公園管理のことで少しお聞きしたい。市民の声ですが、お遍路さんや観光客が寄っている公園で、女子トイレには飲用不可って書いてるけど、男性のトイレとか障害者トイレには書いてない。この水道は飲料不可ですけれども、こちらは飲料可ということがあるのでしょうか。

◎坂本公園上下水道課長 そういうことは基本的にないと思いますけれども。

◎依光副委員長 フランス人の御夫婦が来て、このお水飲めますかということで、その方は言葉が分からないからスマホでやり取りしたんですけれども、女性用には不可と書いてあるけど、こっちには書いてない。1つの公園でそんなことがあるだろうかということ心配をされていた。もしそうであれば、公園の入り口などに、ここの水道は飲料不可ということを書きつつ書いてほしい。それと、多言語で書くことが必要です。お遍路さんも、日本人だけではなく外国の方もいますし、そこは観光客やお遍路さんも寄ったりするので、ぜひ再点検をお願いしたいと思います。

◎坂本公園上下水道課長 ちなみに場所はどちらでしょうか。

◎依光副委員長 横浪から上がった宇佐のほうの公園だそうです。

◎坂本公園上下水道課長 公園もいろいろございまして、公園上下水道課の所管は都市公園に限られています。当課の所管する公園が、土佐市宇佐にはないので、ひょっとしたら市町村の所管かもしれません。

◎依光副委員長 県の公園管理だと思いますとお聞きしていますが、まだ現地へはよう行ってないんですけど、もう1回、きちっと聞いてお知らせします。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、公園上下水道課を終わります。

〈住宅課〉

◎土森委員長 次に、住宅課の説明を求めます。

◎大原住宅課長 住宅課の令和7年度当初予算、令和6年度補正予算、条例その他議案について御説明いたします。

最初に、令和7年度当初予算について御説明いたします。1ページを御覧ください。まずは歳入についてです。

第7款分担金及び負担金は、市営住宅の工事に係る高知市の負担金です。

第8款使用料及び手数料は、県営住宅の使用料や宅地建物取引業に係る手数料などです。

第9款国庫支出金は、次のページにありますように、住宅課の各事業に対する国の交付金です。

2ページを御覧ください。第12款繰入金は、歳出予算に伴う県負担分を、こうちふるさと寄附金基金から繰り入れるものです。第14款諸収入は、未収金となっている県営住宅の使用料などです。

第15款県債は、歳出予算に伴う県負担分の財源措置を行うものです。

以上、令和7年度の歳入予算の合計は、17億7,934万1,000円です。

次に、3ページの歳出を御覧ください。1目の住宅費につきまして、右側の説明欄の項目に沿って主なものを御説明いたします。

4ページをお願いいたします。2宅地建物取引業指導監督費は、宅建業者に対する指導や免許更新などに要する経費です。

3住宅諸費は、省エネ住宅など、良質な住宅の普及啓発や支援に要する経費です。

5ページをお願いいたします。このうち、上から1行目の住宅断熱改修費補助金について御説明します。この補助金は、省エネ住宅の普及を目的としたもので、住宅の省エネ断熱リフォームを行う住宅所有者へ市町村が補助する場合に、その費用の一部を補助するものです。

4住宅新築資金等貸付助成事業費は、市町村が以前に貸付けた資金に係る、償還事務への補助に必要な経費です。

5住宅耐震対策事業費は、南海トラフ地震に備え、既存住宅の耐震性の向上などを図るためのもので、住宅の耐震化や老朽住宅除却事業、空き家対策等に係る補助や、住宅所有者の方々への啓発などを行うための経費です。

このうち、下から2行目の住宅耐震化促進事業費補助金は、昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修等への補助などを行う市町村に対し、その費用の一部を補助するものです。

住宅の耐震化は、様々な地震対策の入り口に位置づけられる最重要施策であることから、国の補助制度も活用しながら、需要の掘り起こしや供給能力の強化に取り組んでまいりました。令和7年度は、第6期南海トラフ地震対策行動計画の目標予定である、3年間で耐震改修、4,700棟の達成に必要な経費として、耐震改修は繰越しと合わせて、1,700棟の予算を計上しております。

次に、下から7行目から11行目の、空き家対策の取組強化について、参考資料により説明いたしますので、6ページを御覧ください。

令和4年度から課内に空き家対策チームを設置し、先進事例を取り入れたリーフレットの作成や、市町村や地域と連携したモデル事業の推進、空き家相談窓口の開設や、県民向

け空き家イベントの開催など、空き家対策の抜本強化に取り組んでまいりました。

その結果として、資料右上にありますように、相談窓口には、令和4年7月の開設から昨年12月末までの累計で、想定を大きく上回る1,061件の相談が寄せられたほか、希望する家が見つからず、本県への移住を諦めた件数が、取組を始めてから大きく減少するなど、一定の成果があらわれております。

一方で、市町村職員のマンパワー不足などにより、空き家対策の取組が進みにくい地域があることや、空き家の住宅以外への活用などが課題となっているところです。これらの課題を解消するために、令和7年度は取組をさらに強化し、空き家対策を進めてまいります。

資料の中ほどを御覧ください。取組強化のポイントの1点目としましては、空き家の掘り起こし・仕組みづくりとして、地元行政に依存しない、地域住民主体の空き家の掘り起こしモデルを、他県の先進事例を取り入れて構築していくほか、県空き家相談窓口の機能を拡充することで、新たな物件の掘り起こしにつなげてまいります。

2点目は、空き家を通じた中山間地域の活性化として、中山間地域の空き家をビジネス目的で活用する事業者などと、潜在的な空き家所有者をつなぐ仕組みを、県空き家相談窓口内に新たに構築することで、移住者の生活環境の利便性向上や雇用拡大を図り、地域活性化やさらなる移住促進につなげてまいりますとともに、この新たな仕組みを周知啓発していくための空き家活用事例コンテストも開催をいたします。

3点目は、継続的な広報啓発・機運醸成です。これまでも大変御好評いただきました県民向け空き家イベントを拡充するほか、引き続き県内外の空き家所有者などに向けて、計画的かつ効果的な広報啓発を実施し、早期の空き家活用につなげる機運を高めてまいります。

これらの取組により、資料右下にありますように、令和7年度は、空き家の掘り起こし件数1,370件を目標に、空き家の供給量を増やすことで、移住者などの住宅確保につなげていけるよう、引き続き移住促進課をはじめとする関係各部局と連携して、取組を推進してまいります。

7ページを御覧ください。6 県営住宅管理費は、県営住宅の管理に要する費用であり、管理等委託料の主なものは、県営住宅の入居募集、維持修繕などの業務を高知県住宅供給公社へ委託する経費です。なお、滞納家賃の回収につきましては、法的措置や外部専門職の活用とあわせて、入居者の事情に応じて適切かつ丁寧に対応するなど、令和7年度も引き続き適正な債権の管理に努めてまいります。

7 県営住宅建替事業推進費は、日高団地の全面的改善工事に伴い、入居者が民間賃貸住宅に仮住まいするための家賃差額に対する補助と、その転出に係る移転補償費です。

8 住戸改善推進事業費は、日高団地第1工区における全面的改善工事や、若草団地の外

壁・屋根改修工事などの共用部分改善のための工事費などです。

以上、令和7年度の歳出予算の合計額は、29億3,255万6,000円を計上しており、前年度と比較して、5億1,193万4,000円の減額となっております。

次に、債務負担行為について御説明いたします。9ページをお願いいたします。先ほど説明いたしました、県営住宅日高団地住戸改善推進事業費につきまして、令和8年度に要する経費を債務負担行為としてお願いするものです。

引き続き、令和6年度補正予算について御説明いたします。10ページをお願いいたします。歳入の補正について、第9款国庫支出金及び第15款県債は、事業費の減額に伴い減額するもので、補正後の予算額は合計で、19億1,202万1,000円となります。

11ページをお願いいたします。歳出予算の補正について、主要なものを御説明いたします。2住宅諸費は、昨年度から新設した住宅断熱改修費補助金について、市町村からの申請が見込みを下回ったことにより、補助金の減額を行うものです。

3住宅新築資金等貸付助成事業費は、市町村からの申請が見込みを下回ったことにより、補助金の減額を行うものです。

4住戸改善推進事業費は、公共事業の入札残に係る工事費などの減額を行うものです。

6地方団体関係団体職員共済組合負担金は、高知県住宅供給公社職員の共済組合費の一部を、設立団体である県が負担するものです。住宅費の補正額は1億9,610万3,000円の減額となり、補正後の予算額は合計で35億6,555万7,000円となります。

次に、繰越明許費の追加について御説明いたします。13ページをお願いいたします。1目の住宅費、住宅耐震対策事業費につきましては、住宅所有者等が耐震改修設計内容や工事の調整などに不測の日時を要したため、工事の年度内完成が見込めなくなったことから、15億288万2,000円の繰越しをお願いするものです。

次に、繰越明許費の変更について御説明いたします。住戸改善推進事業費につきましては、12月議会でも議決をいただいておりますが、令和7年3月末に完了を予定していました工事が、工事の施工計画などの計画調整に不測の日時を要したため、繰越明許費の変更をお願いするものです。

最後に、14ページの条例その他議案、高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。参考資料により御説明いたしますので、15ページを御覧ください。

今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、都道府県知事に対する宅地建物取引業の免許等に係る申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の、手数料の標準となる額が新設されたことによるものです。高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例に規定しております、第2条第1項及び第2項の3万3,000円につきまして、電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手数料の額、2万

6,500円を追記しようとするものです。

施行日につきましては、高知県における宅地建物取引業に係るオンライン申請の開始に合わせまして、令和7年4月1日から施行することにしております。

以上で、住宅課の説明を終わります。

◎土森委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 5ページの住宅断熱改修費補助金ですが、これは市町村がやることに對して、県がある程度負担するということだと思ふんですけれども、34市町村全てでやるんですか。

◎大原住宅課長 今のところ34市町村全部ではなくて、安芸市、宿毛市、いの町、津野町、日高村で制度化されております。来年度につきましては、馬路村、四万十町、大月町で制度化の見込みとなっております。

◎橋本委員 今の8自治体以外はないということですよ。

◎大原住宅課長 そのとおりです。

◎橋本委員 もう1点、ポンチ絵で説明していただいた、空き家ビジネス利用促進事業委託料です。例えば、コンテストと書いていますけれども、ちょっとイメージできないんで、教えていただきたいんですけれども。

◎大原住宅課長 地域においでる空き家の所有者ですけれども、空き家になっていることはあまり表沙汰にしたくない方もおいでます。そんな方もいながら、ビジネスで利用したいという方も実はおいでになりまして、今のところそういった方々が出会う機会がない状況です。それを当課が用意する窓口で、それぞれ匿名で手を挙げていただいて、マッチングできれば、それぞれの出会いの場をつくっていく形で、つなげていくことをイメージしております。

コンテストにつきましては、現在ビジネスで活用している空き家について、こんな形で使えるとか、使っていますという提案をしていただくコンテストを予定しております。

◎橋本委員 マッチングするためのプラットフォームの創設は、非常によく分かります。使わないけれども、使う方がおったらどうぞということセットするということはよく分かるんですが、コンテストは、ちょっと意味が分かりづらい。要は優良事例を紹介するということですか。

◎大原住宅課長 そのとおりです。イメージが湧かないということで、こんな使い方があるということが紹介できればと考えています。

◎橋本委員 民泊なんかは非常に面白いなと思いますし、この前の議論の中でも、民泊に對して非常に期待をしているということもありましたので、ぜひともそういう方向性のマッチングをできるような取組を加速させていただければと思います。

◎上治委員 耐震化のことで、県もこのように一生懸命進めているんですが、今、県内の市町村全体で耐震化はどのくらい進んでいるのかということと、一番進んでいる市町村は

どのくらいで、一番進んでいない市町村は何%くらいですか。

◎大原住宅課長 耐震化率というお話になるかと思うんですけども、市町村で一律の基準で耐震化率を算定したものがございませんので、進んでる市町村と進んでない市町村を、率でお示しすることはなかなか難しいところがあります。取組が進んでるところとしては、黒潮町とか、そういったところではないかと思います。

◎上治委員 結局、昭和56年以前の建物が対象になっているので、それは市町村は押さえてると、私は思っているんですよ。県も南海トラフ地震対策の中で、住宅の耐震化を一番にやって、亡くなる人を防いでいこうとしておるわけで、市町村が、昭和56年以前の建物がどのくらいあって、今ここまで耐震化が済んでいるというのを押さえてないということは、ちょっと理解に苦しむんですが、その辺はどうですか。

◎大原住宅課長 市町村の規模にもよりますが、比較的小規模の自治体であれば、住宅の建設年度を全部押さえてる可能性はありますが、高知市などの大きな自治体になると、全てを把握するのは難しく、総務省が5年に1回実施している住宅・土地統計調査の中で、抽出調査という形で建物の建設年度などを調査して、割合を算出している状況です。

◎上治委員 そしたら、高知市以外は全部分かるんですか。

◎大原住宅課長 高知市以外が分かるということではなくて、高知市などのような大きな自治体が難しいということです。比較的小規模の自治体のほうが把握しているのではないかと思います。県でそこまで把握をしております。

◎上治委員 県として予算を組んで取り組んでいこうとするのに、一体どのくらいあるか、どんな状態か県も市町村も分からないというようながで、これで南海トラフ地震対策の重点施策、一丁目一番地であるということには、県の考え方も市町村も、それはいかんやないろうかと思うんですが。というのも、空き家も活用していかないかんが、活用できていない。地震が来て壊れたら、逃げ道を塞ぐががあるかもわからない。結局、空き家対策にしようが、耐震化にしようが、市町村が押さえてくれません、県もまだ分かっていませんじゃ、いかんことはないですか。

◎大原住宅課長 実数として確実に押さえているわけではないんですが、県としては、住宅・土地統計調査を基にしまして、推計値として押さえております。

◎土森委員長 その数字を言ってください。

◎大原住宅課長 昭和56年以前の建物については、約9,500棟あると推計をしております。

◎上治委員 だから、それぞれの市町村に交付し、市町村も耐震化を図っていると私は思っているんですよ。市町村も県も、今どのくらい進んで、あと何年したら耐震化が終わる。終わったら、次はその上のランクをやっ払いこうとか、施策がどんどん進まないかんと思うがです。課長の答弁聞きよったら、ちょっとどうなのかなと思うんですが、部長どうですか。

◎横地土木部長 誠に心もとない答弁になってしまって申し訳ございません。我々が把握している耐震化の状況の数字は、大きく2つあると思っていただければと思います。1つは、市町村が補助をして、実際に耐震化がなされた数。この数は実数として当然把握しているものです。もう1つは、昭和56年以前の住宅が取り壊されて新しい住宅になった、あるいは単に取り壊されたという状況で、これは数字をつぶさに全部把握できているかというと、残念ながらそういうわけではなく、先ほど課長から話がありましたように、総務省が5年に1回実施している住宅・土地統計調査の中で、全国のサンプル調査として、これぐらい進んでいるというような数字を把握しているものがあります。これでいくと、例えば年率で言うと大体何%ぐらいが置き換わっているから、5年後はこうであろうというような数字を押さえています。この2段重ねで、県としては耐震化がこれぐらい進んでいる、あるいは進んでいたということを把握する形で、耐震化の状況を押さえているところです。

◎上治委員 部長の言うことはそれはそれで分かるんですが、県が全てを押さえるということではなくて、実際のところそれぞれの市町村が今どのくらい進んでいるかというのは、たしか市町村も南海トラフ地震対策の耐震化率については、ある程度のところは押さえていきゆうと思うんですよ。県はその情報をもらって、どの地域がどうなのかというところにてこ入れをする、あるいはもっとしつかりとした対策を行うよう指導もしていく。県が1個1個、県内を調べるとかではなくて、市町村との連携がいま1つ十分ではないように思うわけです。この空き家活用にしてもそう、自分は空き家の中にも使える、使えないなど様々なランクがあると思うわけよ。地震が来て潰れたら、逃げるにも逃げない。道を塞ぐところは市町村も押さえておって、それはそれでどうするかとかよね、この空き家の活用と耐震化は、もっと市町村との連携が必要ではないかと思うんですが、課長どうですか。

◎大原住宅課長 おっしゃるとおりだと思っております。市町村には耐震化を進めていただくように、ずっと啓発をしておりますので。

◎上治委員 県内の市町村の耐震化率の状況を把握しながら、例えば進んでないところはどういうところが原因で進んでいないかとか、そういうことによって新たな施策や支援の仕方というものを次から次へ実施して、できるだけ高知県は、南海トラフ地震の予測が大変厳しい状況になってきているので、早く昭和56年以前の住宅は、耐震化を完了させ、その上の次ランクを、高知県はやっているというところへ持っていくためにも、ぜひ市町村と連携して取り組んでいただきたいと思います。

◎横地土木部長 まさに御指摘どおりだと思いますし、各市町村との連携と対話というのは、当然土木部としてもやらせていただいているところです。各市町村も数字を把握していないというわけでは全くなく、推測値も含めて一定把握はしているというところだと思います。当然これからも各市町村と連携して、まずは旧耐震の建て替えも含めて、改修がどれぐらい進捗してるのかというのを押さえつつ、さらに議員からも御指摘があったように、

次のステップというところも、これから考えていかなくتهはいけないと思てておりますので、そこを視野に入れて取り組んでいきたいと思てております。

◎上治委員 今回の一般質問の中で、能登半島地震の現地を見てきた中での、そういう状況があるということは、もちろん県も把握していると思てますので。ただ、まずそれを先にしないとということをやっているので、状況を把握しながら、ぜひ前へ進めていただければということです。

◎大原住宅課長 先ほどの答弁で、訂正させてください。耐震性のない住宅の数ですけれども、約3万9,000棟です。我々が目標にしております、令和12年度でほぼ完了を達成するためには、今後、9,000棟を耐震改修していかなければいけないと思ておるところです。

◎上治委員 了解です。

◎中根委員 関連です。2000年対応。1981年だけではなく、それが終われば、2000年に向かってやる必要がありますという答弁を知事がされたばかりなので、2000年の住宅もどのくらいあるかも一緒につかみながら見通しを立てていくということをお願いしたいと思てます。

◎大原住宅課長 分かりました。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、住宅課を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については明日行いたいと思てますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎土森委員長 それでは、以後の日程については明日の午前10時から行いますので、よろしくお願いいいたします。

本日の委員会はこれにて閉会いたします。

(16時46分閉会)